

審議項目 1 関係資料 (1-1 ~ 1-2)

【審議項目】

1-1 地方分権改革以降の社会経済情勢の変化と地方行政を巡る取組

2000年の地方分権改革以降、基礎自治体優先の原則の考え方の下、権限移譲、義務付け・枠付けの見直しや市町村合併が進められてきたが、その後の社会経済情勢の変化とも相まって、簡素で効率的な行政を指向する行政改革が進められ、外部化や広域化、デジタル技術の活用といった課題解決の手法が定着・広がりを見せている。近時において、人口減少や少子化の急速な進行に伴い世帯構成や労働力需給等の社会構造が変化し、課題が新たな局面を迎える中で、こうした地方分権改革以降の社会経済情勢の変化と地方行政を巡る取組の変遷について、どう見るか。

1-1-1 地方公共団体における事務処理の現状

社会経済情勢の変化に伴う課題に対し、様々な対応をしてきた地方公共団体の現状について、どう考えるか。とりわけ、行政サービス提供の持続可能性の観点から、市町村における法令に基づく事務の処理の状況について、どう考えるか。

1-1-2 各府省における取組

現場における担い手不足など、地方公共団体における事務処理上の課題に対応する観点から、危機意識を持って取り組んでいる各府省の対応や、国と地方の意思疎通の在り方について、どう考えるか。

【議論の着眼点】

<2000年の地方分権改革の基本的な考え方>

- 2000年の地方分権改革は、それまでの全国的な統一性、公平性を重視する中央集権型行政システムが、行政権限の国への過度の偏在をもたらし、行政の非効率化等の弊害を生じさせているとの問題意識を背景とした取組み。

地方公共団体の役割については、地方公共団体の自主性、自立性を高め、住民に身近な行政は身近な地方公共団体が担っていくことを基本的な考え方とするもの。

【議論の着眼点】(つづき)

<地方公共団体の事務処理を取り巻く環境の変化>

○ 地方公共団体の事務処理を取り巻く環境を2000年と現在とで比べると、以下のような変化が見られるのではないか。

(人口)

- ・ 2000年当時、人口はいまだ増加傾向にあった。
- ・ 現在は、人口が減少フェーズに入るとともに、少子高齢化が加速度的に進行し、生産年齢人口が大幅に減少して、社会構造が大きく変容。これに伴って社会課題は複雑・高度化し、その対応が求められるように。

(職員)

- ・ 2000年当時、職員数は過去最大の水準(約320万人)。
- ・ その後、厳しい財政や地域経済の状況等を背景に、歳出削減や定員管理が強く求められ、職員数は大幅に減少(約281万人(2025年))。現在は、人口減少に伴い人材不足が深刻化。

(業務プロセス)

- ・ 2000年当時、地方公共団体の事務は、民間委託や第3セクターは用いられつつも、自ら一体的に実施することが基本。
- ・ 現在は、NPMの考え方の下でBPR等の技法に触れ、事務を一連の業務プロセスとして捉え、それを分割し、適切な実施主体に割り当てる手法が定着。

(情報システム)

- ・ 2000年当時、情報システムは各団体で自ら整備することが基本。
- ・ 現在は、情報システムのネットワーク化が進み、全国又は広域の単位で共同処理する仕組みや機構も設けられるように。

(地方公共団体に期待する行政スタイル)

- ・ 2000年当時、地方公共団体には、地方分権改革の成果を活かし、自らの判断と責任のもとで、地域ごとに特色ある政策課題に取り組むことを期待。
- ・ 現在もこの方向は維持しつつ、各分野における取組状況の見える化が進み、行政サービスの差異や格差への許容度が低下。

【議論の着眼点】(つづき)

<環境の変化と役割分担の基本的な考え方との関係>

- 「市町村優先の原則」や、「企画立案から管理執行までを一貫して実施」といった役割分担の基本的な考え方は、2000年当時の地方公共団体を取り巻く環境を前提ないし制約条件としていた面があるのではないか。今日に至る環境変化に即して、役割分担の考え方自体を見直す必要はないか。

<地方公共団体や各府省の取組>

- こうした変化に対応するため、近年、地方公共団体や各府省において、従来の役割分担の考え方からは導かれない事務処理上の工夫が見られるところ。こうした動きは、役割分担の基本的な考え方の見直しを求めるものと捉える必要があるのではないか。

<国と地方の意思疎通の在り方>

- 2000年以降、国の施策に地方の意見を反映させるための仕組み(地方六団体への事前情報提供制度、国と地方の協議の場等)が創設されてきたところ。役割分担について検討する上で、こうした仕組みをどのように活かしていくべきか。

【審議項目】

1-2 取組の加速化

人口減少等の急速な進行に伴う社会構造の変化により、課題の解決がより困難化し、公務人材に求められる役割も変容しつつある中で、地方公共団体における事務処理の現状や、これまでの各府省における取組等を踏まえると、行政分野・地域・事務の性格に応じ、事務自体や事務処理方法、制度上の事務配分の見直し、デジタル技術の実装、市町村間の水平連携や都道府県の補完・支援などの広域連携等の取組を加速化させることが適切と考えるか。

適切と考える場合、これらの取組を通じて、住民に対して持続可能かつ最適な形で行政サービスを提供するための国・都道府県・市町村間の役割分担や関係の在り方について、どう考えるか。さらに、当該役割分担の在り方等を実現するため、どのような制度面及び制度以外の面での対応が考えられるか。

【議論の着眼点】

<役割分担の基本的な考え方のアップデート>

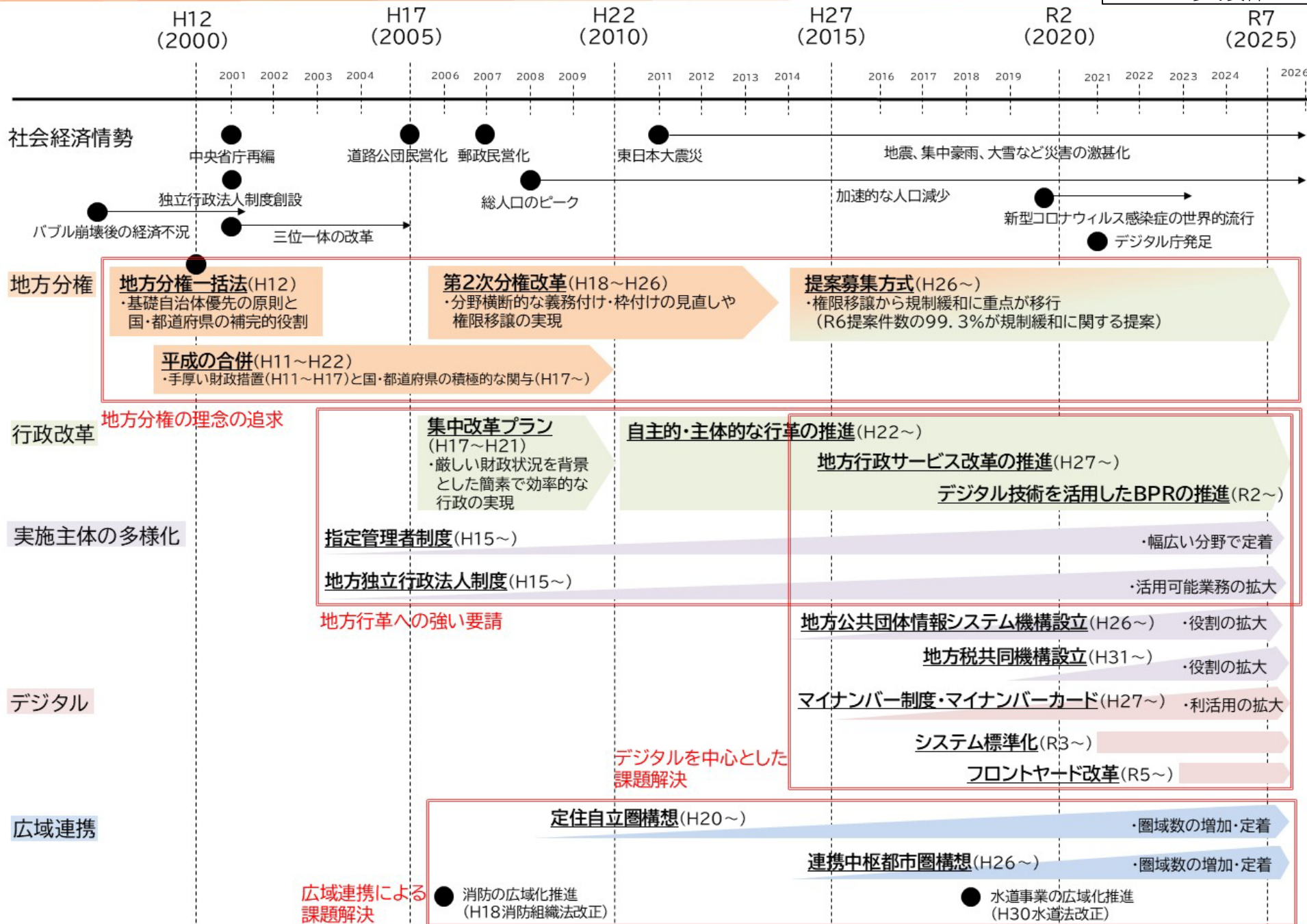
- 地方公共団体における事務処理の在り方に関して、1-1でみたような方向での変化が認められるとすれば、これに見合うような役割分担の基本的な考え方へのアップデートを体系的に検討する必要があると考えられるか。

<新たな役割分担の基本的な考え方に基づく事務の割り当て>

- 新たな役割分担の基本的な考え方に基づく事務の割り当てについては、
 - ① 法令により標準的な国・都道府県・市町村への事務の割り当てを定めつつ
 - ② 地域の実情に即して都道府県・市町村間での柔軟な調整を可能とすることが考えられるか。
- なお、これらの前提として、事務の廃止や統合を含む見直しを行うことが必要と考えられるか。

地方分権改革以降の社会経済情勢の変化と地方行政を巡る主な取組について

第2回総会(令和8年5月20日)
参考資料1



第一次地方分権改革の基本的な考え方について

第24次地方制度調査会「地方分権の推進に関する答申」(平成6年11月22日)

第1 地方分権推進の基本理念

1 地方分権推進の背景

(1) 明治以来の我が国の近代化、そして第二次大戦後の復興、経済的発展に当たって、全国的な統一性、公平性を重視する中央集権型行政システムが一定の効果を発揮してきたことは否定できないが、今日においては、行政権限の国への過度の偏在をもたらした行政の非効率化を招いているほか、長年にわたる東京圏への諸機能の一極集中や、経済的、文化的な地域格差の拡大等に見られるような様々な弊害を生じさせている。

成熟化を迎えつつある今日の我が国においては、各地域がそれぞれの歴史、文化、自然条件などの個性を生かした多様で活力あふれる地域づくりを進めることができるよう、分権型行政システムへの転換が求められている。

(2) 一方、歴史的な変革期を迎えている世界の中であって、我が国としては地球的規模の課題に対応しつつ、責任ある役割を果たすことが求められている。国としては内政に関する役割は思い切って地方公共団体に委ね、外交、防衛等、国として果たすべき役割を重点的、効果的に担う体制を確立することが急務となっている。

2 地方分権推進の目指すもの

(1) 間近に迫った21世紀を展望した行政システムとしては、画一性よりも自立性や多様性がより尊重され、住民に直接接する自治の現場にあるものの判断や責任が生かされるよう、住民に身近な行政は身近な地方公共団体が担っていくことを基本とすべきであり、このため地方分権を推進していかなければならない。

「地方分権の推進に関する大綱方針」(平成6年12月25日閣議決定)

第1 地方分権の推進に関する基本理念等

1 地方分権の推進に関する基本理念

国と地方公共団体とは国民福祉の増進という共通の目的に向かって相互に協力する関係にあることを踏まえつつ、地方公共団体の自主性・自立性を高め、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図るため、国及び地方公共団体が担うべき役割を明確にし、住民に身近な行政は住民に身近な地方公共団体において処理することを基本として、地方分権を推進する。

第2 地方分権の推進に関する基本方針

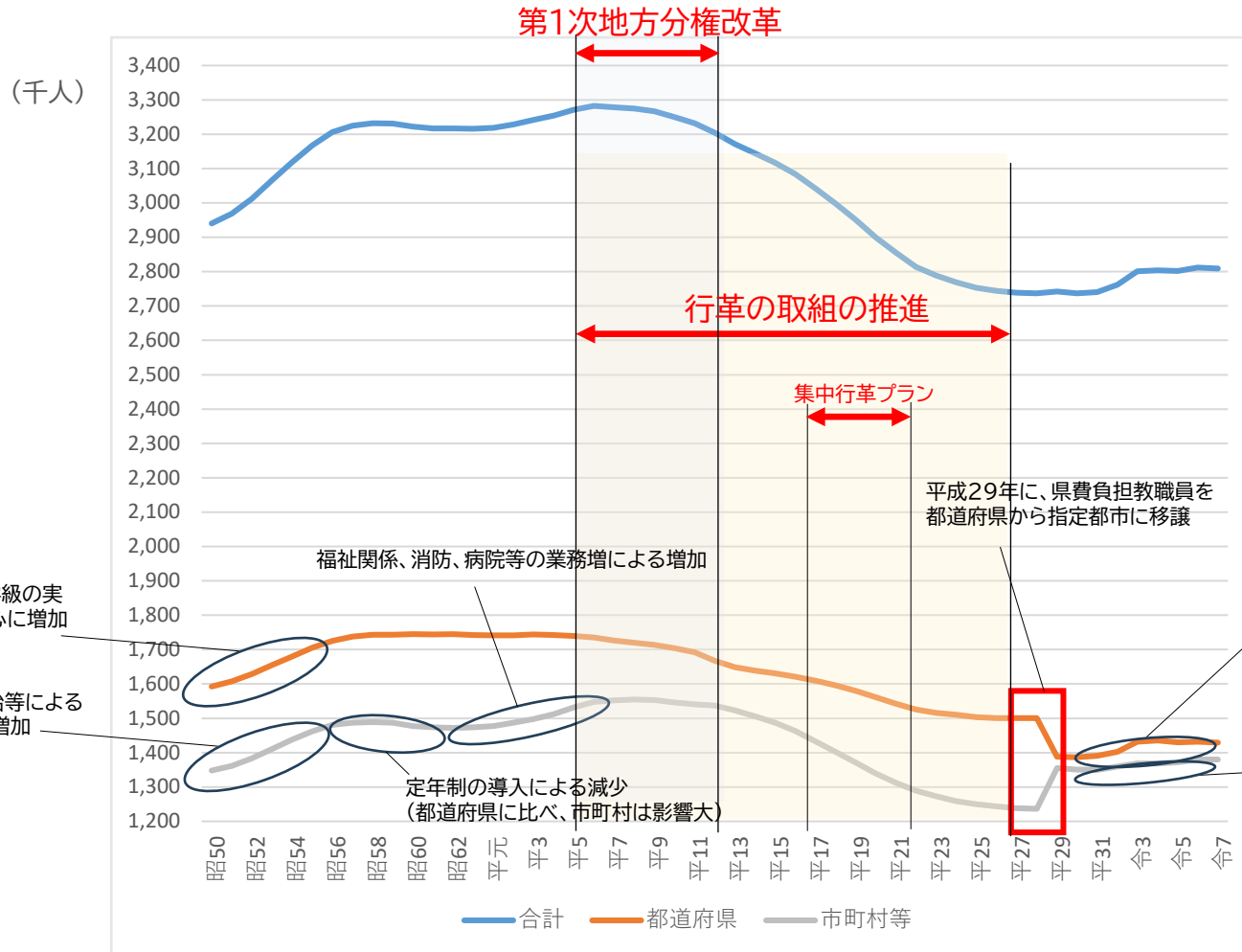
1 国と地方公共団体との役割分担の在り方

(1) 国は、国家の存立に直接かかわる政策、国内の民間活動や地方自治に関して全国的に統一されていることが望ましい基本ルールの制定、全国的規模・視点で行われることが必要不可欠な施策・事業など国が本来果たすべき役割を重点的に分担することとし、その役割を明確なものにしていくものとする。

(2) 地方公共団体は、地域の実情に応じた行政を積極的に展開できるよう、地域に関する行政を主体的に担い、企画・立案、調整、実施などを一貫して処理していくものとする。

地方公共団体の職員数の推移

○ 地方公共団体の職員数は、平成6年(1994年)をピークに、その後は行革の取組の推進と相まって、長らく減少傾向が続いていたが、近年は、都道府県、市町村ともに微増から横ばいの傾向にある。

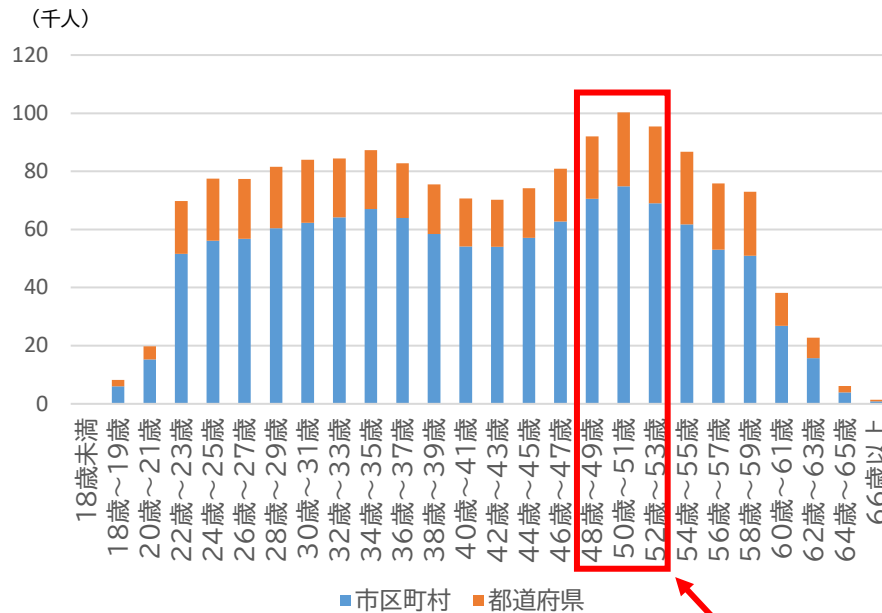


- ・平成31年から令和4年までは、臨時的任用職員の任用の適正化に加え、新型コロナウイルス感染症対策のための体制強化等があり増加
- ・令和5年以降は、35人学級編成や特別支援学級の増加などの増加要因がある一方、病院事業の地方独立行政法人化などの減少要因があり、全体として横ばい
- ・令和2年以降、臨時的任用職員の任用の適正化や新型コロナウイルス感染症対策のための体制強化等により増加
- ・令和6、7年は児童相談所の体制強化のため増加

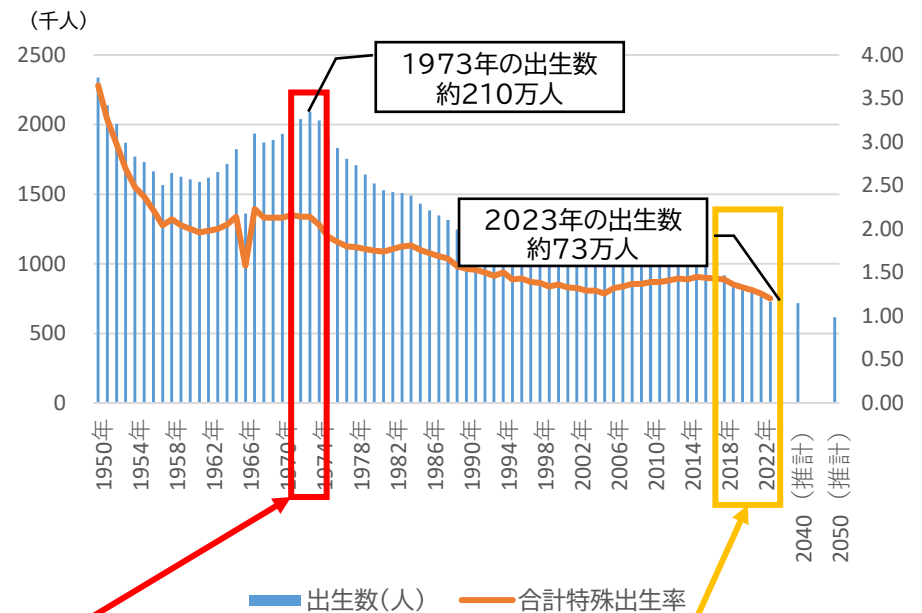
(備考)総務省「地方公共団体定員管理調査結果」(各年4月1日時点)をもとに事務局作成

○ 地方公務員数は団塊ジュニア世代が相対的に多く、山となっているが、2040年頃には団塊ジュニア世代が退職する一方、入庁が見込まれる20代前半となる者の数は団塊ジュニア世代の3分の1程度となる見通し。

都道府県及び市町村の年齢別職員数(2024年)



出生数と合計特殊出生率の推移



団塊ジュニア世代

団塊ジュニア世代が定年退職後に
20代前半となる層

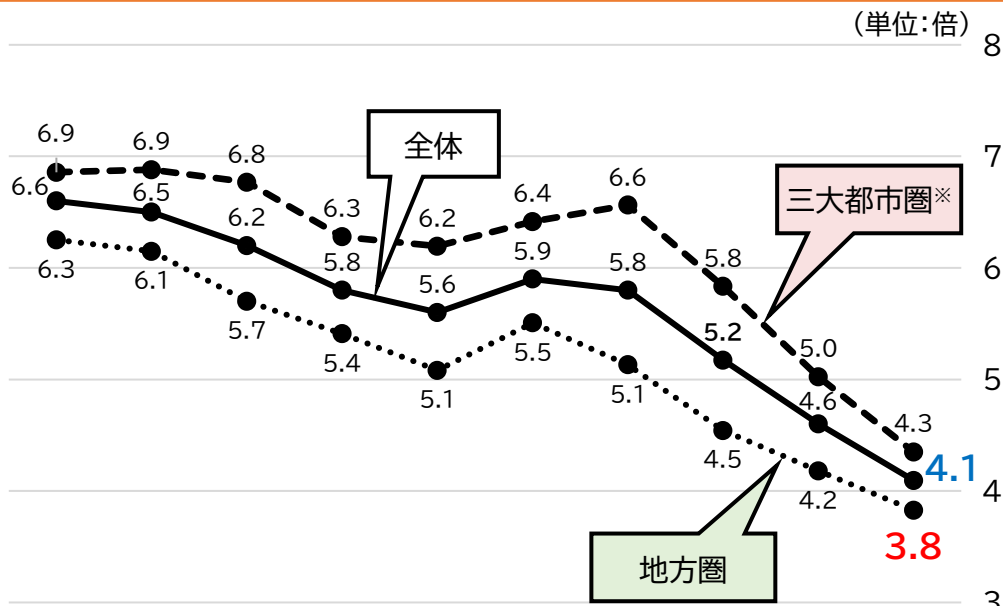
(出典)総務省「令和6年地方公務員給与実態調査」

(出典)2023年までは厚生労働省「人口動態統計」、2040年及び2050年の出生数は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(令和5年推計)」における出生中位・死亡中位仮定による推計値

地方公共団体における人材確保の状況

○ 地方公共団体全体の採用試験(競争試験)の競争率が減少傾向にある中、地方圏の競争率はさらに低くなっており、技術職について、地方圏においては、受験者数が採用予定者数に満たない、採用予定数を確保できないという状況が生じている。調査対象市町村(95市町村)のうち約半数の市町村では、技術職員の採用の「応募がほとんどない」状況。

過去10年間の採用試験(競争試験)における競争率の推移



H27年度 28年度 29年度 30年度 R元年度 R2年度 R3年度 R4年度 R5年度 R6年度

※ 三大都市圏: 東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、愛知県、岐阜県、三重県、大阪府、兵庫県、京都府、奈良県

(備考) 総務省「地方公共団体の勤務条件等に関する調査」をもとに事務局作成

(備考) 本表における「競争率」は、受験者数/合格者数 により算出

市町村における技術職員の採用に係る調査結果

○ 技術職員採用の課題について、調査対象市町村(95市町村)のうち約半数の市町村が「応募がほとんどない」と回答

- ・募集しても、応募がほとんどない ……47%(45市町村)
- ・応募があっても辞退、採用しても数年で転職し定着しない…9%(9市町村)
- ・採用してもキャリアパスを形成できない ……7%(7市町村)

(備考) 国土交通省「技術職員の不足する市町村への支援に関する調査結果」(47都道府県、95市町村への調査(令和4年10~11月実施))をもとに事務局作成

地方圏における技術職に係る採用試験の状況

<都道府県A>

職種	採用予定者数(a)	受験者数(b)	合格者数(c)	採用予定者に対する合格者割合(c/a)
土木	25人	6人	4人	16%
建築	2人	1人	0人	0%
電気	1人	0人	0人	0%
機械	1人	1人	1人	100%

<指定都市B>

職種	採用予定者数(a)	受験者数(b)	合格者数(c)	採用予定者に対する合格者割合(c/a)
土木	10人	3人	1人	10%
建築	3人	0人	0人	0%
電気	5人	2人	1人	20%
機械	5人	2人	0人	0%

<中核市C>

職種	採用予定者数(a)	受験者数(b)	合格者数(c)	採用予定者に対する合格者割合(c/a)
土木	8人	4人	2人	25%
建築	2人	1人	0人	0%
電気	4人	2人	1人	25%
機械	3人	1人	1人	33%

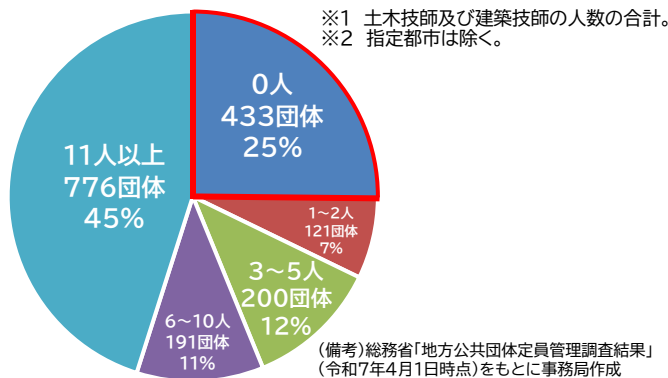
※いずれも大卒程度。先行募集・追加募集等を除く。

地方公共団体における技術職・専門職の配置状況

○ 技術職や専門職については、小規模団体を中心とした多くの団体において、**ごく少人数の配置又は配置されていない状況**が見られる。

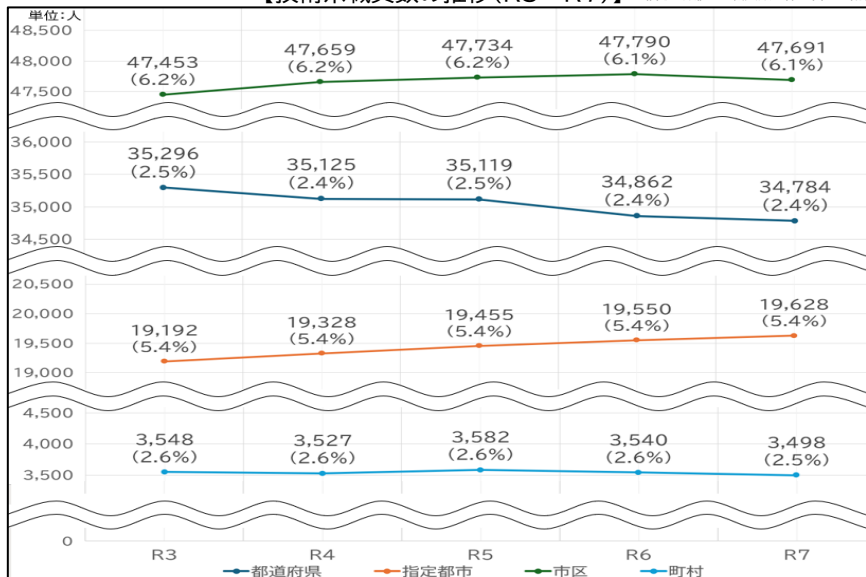
■ 技術系職員※1

- 44%の市区町村※2では5人以下(25%の市区町村は技術系職員が0人)。



- 技術系職員数については、概ね横ばいで推移している。

【技術系職員数の推移(R3~R7)】※()内の数値は、職員数全体に占める割合



■ DX・情報関係業務担当職員

- 小規模団体(人口5万人以下)211団体が「1人情シス」状態(DX推進部局の担当者が1人以下)となっている。

【単位:団体】

		DX推進部局の担当者数(人)※1										
		0	1	2	3	4	5	6~10	11~20	21~50	51~	合計
団体規模(人口)※2	1万人以下	7	138	205	104	35	19	20	2	2	0	532
	1~5万人	2	42	149	189	113	80	102	12	3	0	692
	5~10万人	0	0	12	20	30	35	120	19	1	0	237
	10~20万人	0	0	3	6	10	10	63	53	3	0	148
	20~50万人	0	0	2	3	4	4	9	48	31	0	97
	50~100万人	0	0	0	0	0	0	3	1	20	0	24
	100万人以上	0	0	0	0	0	0	1	0	2	8	11
合計		9	189	371	322	192	144	318	135	62	8	1,741

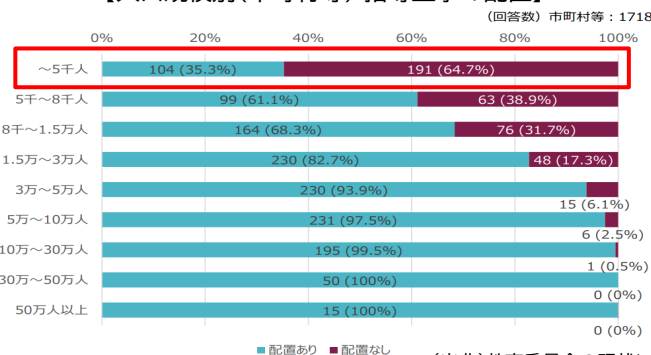
※1 DX推進担当部署や情報政策担当部署がある場合にはそれらの部署の職員数、それらの部署がない場合は、部署名によらず、DX・情報関係業務を担当している職員数

※2 団体規模の人口は令和6年1月1日住民基本台帳人口を活用 (出典)「自治体DX・情報化推進概要(令和6年度版)」(R7.12月)

■ 教員を支える人材

- ベテラン教員が大量に退職し、若手教師への指導技術の継承が課題となる中、役割を果たすことが求められる指導主事について、小規模団体における配置が課題。

【人口規模別(市町村等)指導主事の配置】



行政需要の動向(所掌事務)

- 厚生労働省組織令について、制定時(平成13年7月1日施行)と最新(令和8年5月1日施行)の条文を比較すると、**2000年以降、所掌事務は拡大傾向**にあり、これと同様に、地方公共団体の福祉関係部署における所掌事務も増加している可能性があると考えられる。

◆社会・援護局:制定時から6号追加(組織令第11条第1項)

(追加された所掌事務)

- ・ 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和四年法律第五十二号)の規定による困難な問題を抱える女性の支援に関すること。
- ・ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成十三年法律第三十一号)の規定による被害者の保護に関すること。
- ・ 公認心理師に関する事務のうち厚生労働省の所掌に係るものに関すること。
- ・ 自殺対策基本法(平成十八年法律第八十五号)第十二条に規定する自殺総合対策大綱の作成及び推進に関すること。
- ・ アルコール健康障害対策基本法(平成二十五年法律第九号)第十二条第一項に規定するアルコール健康障害対策推進基本計画の策定(変更に係るものに限る。)及び推進に関すること。
- ・ 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成二十三年法律第七十九号)の規定による障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援に関すること。

◆老健局:制定時から1号追加(組織令第12条)

(追加された所掌事務)

- ・ 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成十七年法律第二百四号)の規定による高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援に関すること。

◆保険局:制定時から2号追加(組織令第13条)

(追加された主な所掌事務)

- ・ 後期高齢者医療制度に関すること。

◆健康・生活衛生局:制定時から8号追加(組織令第5条第1項)

(追加された主な所掌事務)

- ・ 厚生労働省の所掌事務に係るがんその他の悪性新生物対策に関する基本的な政策の企画及び立案並びに調整に関すること。
- ・ 国立健康危機管理研究機構の組織及び運営一般に関すること。
- ・ 生物学的製剤(ワクチンに限る。)の生産及び流通の増進、改善及び調整に関すること。
- ・ 造血幹細胞移植に関すること。

行政需要の動向(インフラ)

○ 地方公共団体が管理者となっている割合の高いインフラ分野(道路、水道、下水道等)において、一部点検未了のものや、健全度判定が低いものも見受けられる。

分野	点検頻度	対象施設	点検対象数に占める点検完了数の割合		単位	健全度判定の状況					
			点検完了	点検未了		健全度(Ⅰ) ← → 健全度(Ⅳ)					
道路	5年に1度	橋梁(橋長2m以上)	総数: 729,548 対象: 724,924 点検完了: 724,259	99.9%	0.1%	施設数	総数: 724,259	43.0%	49.6%	7.3%	-0.1%
		トンネル	総数: 11,597 対象: 11,315 点検完了: 11,290	99.8%	0.2%		総数: 11,290	2.9%	69.2%	27.7%	-0.2%
		大型の構造物	総数: 42,278 対象: 41,660 点検完了: 41,625	99.9%	0.1%		総数: 41,625	36.1%	52.2%	11.7%	
河川・ダム	毎年	主要な河川構造物(国)	総数: 10,687 対象: 10,687 点検完了: 10,687	100%		施設数	総数: 8,723	10.1%	62.6%	27.3%	
		主要な河川構造物(都道府県、政令指定都市)	総数: 34,668 対象: 11,045 点検完了: 11,045	100%			総数: 11,045	39.8%	60.2%		
		ダム	総数: 579 対象: 579 点検完了: 579	100%			総数: 570	32.6%	55.8%	11.1%	-0.5%
砂防	最長10年に1度 健全度が「経過観察」 「要対策」の施設は原則5年に1度以上	砂防設備(砂防堰堤・床固工等)	総数: 115,964 対象: 115,964 点検完了: 115,964	100%		施設数	総数: 115,964	61.9%	30.9%	7.3%	
		地すべり防止施設	総数: 21,564 対象: 21,564 点検完了: 21,564	100%			総数: 21,564	35.4%	33.2%	31.4%	
		急傾斜地崩壊防止施設	総数: 54,588 対象: 54,588 点検完了: 54,588	100%			総数: 54,588	63.8%	28.9%	7.3%	
海岸	5年に1度	堤防・護岸・胸壁等	総数: 5,747,215 対象: 5,680,348 点検完了: 5,627,874	99.1%	0.9%	施設延長(m)	総数: 5,627,874	32.4%	34.7%	20.5%	12.4%
		水門及び樋門・陸閘・排水機場	総数: 17,660 対象: 17,291 点検完了: 17,249	99.8%	0.2%		総数: 17,249	40.0%	32.0%	16.2%	11.8%
水道	5年に1度	水道施設(コンクリート構造物)	総数: 1,367 対象: 1,367 点検完了: 1,083	79.2%	20.8%	事業者数	総数: 1,083	31.6%	68.4%		
下水道	5年に1度	管路施設(腐食のおそれの大きい管路)	総数: 3,228 対象: 3,205 点検完了: 3,029	94.5%	5.5%	施設延長(Km)	総数: 3,029	91.4%	4.0%	-0.5%	-4.0%
港湾	主に5年に1度	係留施設	総数: 4,590 対象: 4,590 点検完了: 4,590	100%		施設数	総数: 4,590	8.8%	39.7%	32.2%	19.3%
		外郭施設	総数: 12,607 対象: 12,607 点検完了: 12,607	100%			総数: 12,607	15.2%	53.8%	21.8%	9.1%
		臨港交通施設	総数: 6,396 対象: 6,396 点検完了: 6,396	100%			総数: 6,396	23.9%	40.1%	19.5%	16.5%
		廃棄物埋立護岸	総数: 110 対象: 110 点検完了: 110	100%			総数: 110	14.5%	43.6%	29.1%	12.7%
		その他	総数: 1,644 対象: 1,644 点検完了: 1,644	100%			総数: 1,644	58.8%	10.6%	4.5%	26.0%

※集計時期は「砂防」、「水道」を除き令和7年3月時点の数値を利用。「砂防」、「水道」については令和6年3月末を利用
※小数点以下2位を四捨五入等しているため、合計が100%にならない場合がある。

注「水道」は、概ね5年に1度以上の法定点検が義務付けられてから5年に満たない段階での集計

※国土交通省インフラ長寿命化計画(行動計画)フォローアップを一部加工

※健全度判定区分を表す記号(Ⅰ～Ⅳ)は各分野で異なるが、施設分野間の比較のために変換している。

※点検対象施設は「砂防」、「水道」、「下水道」、「港湾」については施設総数と同数だが、「道路」、「河川・ダム」、「海岸」は点検対象施設と施設総数が異なる。「道路」分野はR7年3月末時点の施設数のうち、供用後5年以内などの施設を点検対象施設を除き、「河川・ダム」分野は河川法施行規

則第7条の2で定める河川管理施設が点検対象施設となっており、「海岸」分野は整備後5年以内、および整備事業実施中の施設を点検対象施設から除いている。

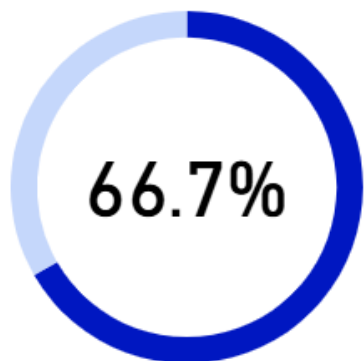
地方公共団体の取組状況の可視化の例

○ 地方公共団体におけるの行政手続のデジタル化に関する取組等、地方公共団体ごとの各種政策の取組状況をダッシュボード等により可視化する取組が見られるようになっている。

子育て・介護関係の26手続のオンライン化取組状況

デジタル庁

子育て・介護関係の全26手続を
オンライン手続できる自治体の割合



オンライン化が完了した自治体数 / 全自治体数 1,161 / 1,741

凡例

都道府県名 (オンライン化が完了した自治体数/全自治体数)

オンライン化が完了した割合 (%)

- 青色：100%
- 薄い青色：80%以上100%未満
- 灰色：80%未満

北海道・東北	関東	中部	近畿	中国・四国	九州・沖縄
北海道(147 / 179) 82.1%	茨城県(34 / 44) 77.3%	新潟県(21 / 30) 70.0%	三重県(11 / 29) 37.9%	鳥取県(11 / 19) 57.9%	福岡県(37 / 60) 61.7%
青森県(24 / 40) 60.0%	栃木県(16 / 25) 64.0%	富山県(13 / 15) 86.7%	滋賀県(4 / 19) 21.1%	島根県(13 / 19) 68.4%	佐賀県(16 / 20) 80.0%
岩手県(26 / 33) 78.8%	群馬県(13 / 35) 37.1%	石川県(14 / 19) 73.7%	京都府(9 / 26) 34.6%	岡山県(20 / 27) 74.1%	長崎県(13 / 21) 61.9%
宮城県(16 / 35) 45.7%	埼玉県(33 / 63) 52.4%	福井県(13 / 17) 76.5%	大阪府(19 / 43) 44.2%	広島県(19 / 23) 82.6%	熊本県(38 / 45) 84.4%
秋田県(10 / 25) 40.0%	千葉県(50 / 54) 92.6%	山梨県(26 / 27) 96.3%	兵庫県(25 / 41) 61.0%	山口県(15 / 19) 78.9%	大分県(17 / 18) 94.4%
山形県(17 / 35) 48.6%	東京都(29 / 62) 46.8%	長野県(70 / 77) 90.9%	奈良県(24 / 39) 61.5%	徳島県(19 / 24) 79.2%	宮崎県(24 / 26) 92.3%
福島県(40 / 59) 67.8%	神奈川県(6 / 33) 18.2%	岐阜県(38 / 42) 90.5%	和歌山県(21 / 30) 70.0%	香川県(13 / 17) 76.5%	鹿児島県(12 / 43) 27.9%
		静岡県(22 / 35) 62.9%		愛媛県(20 / 20) 100.0%	沖縄県(21 / 41) 51.2%
		愛知県(34 / 54) 63.0%		高知県(28 / 34) 82.4%	

2025年3月31日時点の数値

各府省における取組の例(法改正①)

都道府県の役割の明確化（福祉・介護）

- R8(予定) 社会福祉法等改正案 -

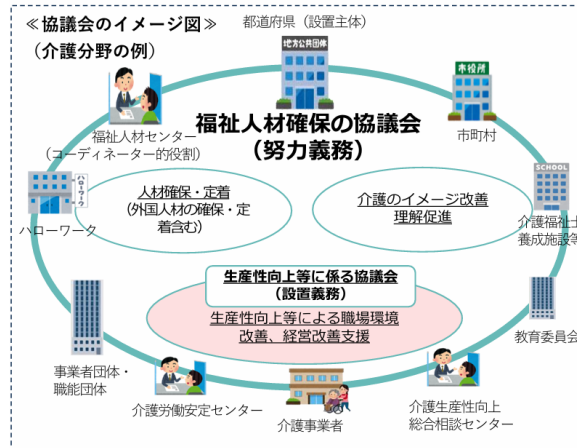
<背景・理由>

- 介護の担い手となる生産年齢人口の減少が進む中、将来にわたり必要な介護サービスを安心して受けられるよう、介護人材の確保は喫緊の課題。介護テクノロジーの活用や業務効率化による負担軽減や人材確保を図りつつ、サービスの質向上を目指す必要がある状況。
- 介護分野だけでなく、福祉分野全体での人材確保・生産性向上を進めることの重要性も指摘されていた。

<改正案の内容>

- 人材確保や生産性向上を通じた質の高い介護の確保及び経営基盤の確立を図るための取組の推進等を、国及び都道府県の責務と明確化。
- 関係団体等(公的機関、地域の事業者、養成施設等)で構成する福祉人材確保のための協議会の設置を都道府県の努力義務に。
- 介護分野においては、生産性向上等の取組の促進を図るための協議会の設置を都道府県に義務付け。

※ 障害福祉分野も同様の見直しを行う。



都道府県の役割の明確化（下水道）

- R8(予定) 下水道法改正案 -

<背景・理由>

- 下水道事業は主に市町村単位で経営されており、多くの事業が小規模(下水道処理人口5万人未満の小規模事業者が7割以上)で経営基盤が脆弱であり、施設の老朽化(令和15年度末には標準耐用年数50年を経過する管路が約10万km、全体の約20%に急増)や職員数の減少(ピーク時から約4割減少)も深刻な状況。
- 中小規模の事業者では課題が顕著であり、広域連携等による上下水道の基盤強化の推進の必要性が指摘されていた。

<改正案の内容>

- 複数の下水道管理者の連携を推進するため、都道府県が広域連携推進計画を策定する制度を創設。
- (本来は市町村が管理する)公共下水道を都道府県(都道府県加入の一部事務組合等を含む)が管理できる特例や、管理者間の協議により点検・修繕・改築を他の自治体が代行できる制度を創設。
- 災害・事故時における都道府県による公共下水道の復旧工事の代行制度を創設。



(備考)各府省HPをもとに事務局作成

各府省における取組の例(法改正②)

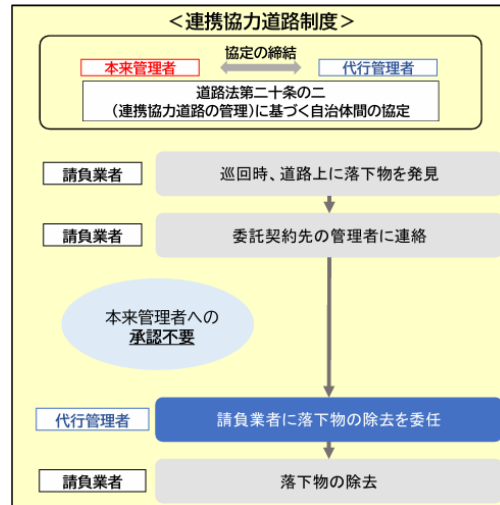
新たな連携の枠組みの創設 (道路管理) - R7 道路法改正 -

<背景・理由>

- 橋、トンネル等の老朽化が進む中、持続可能なインフラ管理が必要な状況であるが、インフラ管理の担い手となる市町村の技術系職員が減少(技術系職員数が0人の市区町村は全体の約25%)。
- 広域・複数・多分野のインフラを「群」として捉え、戦略的にマネジメントする「地域インフラ群再生戦略マネジメント」の取組が進められているが、道路巡回での落下物の処理や簡易な道路補修等には、別途、本来の道路管理者の意思決定が必要であることが課題と指摘されていた。

<改正内容>

- 隣接、又は近接する市町村の区域における道路について、関係する複数の道路管理者が協議して、その管理の方法を定めることにより、当該道路管理者以外の道路管理者が維持、修繕等を行うことができる制度(連携協力道路制度)を創設。



(出典)国土交通省HP

新たな外部化の仕組みの創設等 (森林管理) - R7 森林経営管理法改正 -

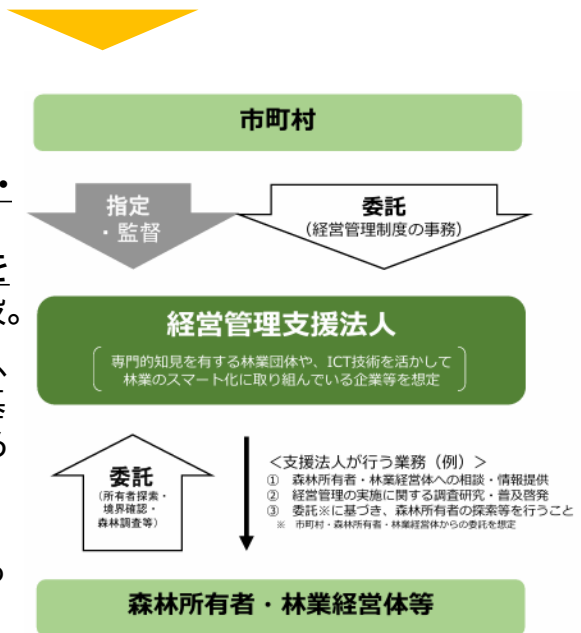
<背景・理由>

- 森林所有の小規模分散や所有者や境界が不明な森林の増加に加え、市町村職員の不足により、森林の経営管理の集約化や整備が十分に進まない状況。

<改正内容>

- 市町村が専門的知見・ノウハウを持つ法人(経営管理支援法人)を指定する仕組みを創設。

経営管理支援法人は、市町村からの委託に基づき、「森林所有者からの相談対応、マッチング」「意向調査」等の市町村の業務を支援することが可能に。



(出典)農林水産省HP

- 市町村の事務負担の軽減の観点から、市町村への権利設定等を定める「集積計画」を市町村が作成する際の手続要件等を緩和。
 - ・共有者の同意要件の緩和 全員→1/2超
 - ・所有者不明森林等について公告期間の短縮

(備考)各府省HPをもとに事務局作成

各府省による取組の例(地方公共団体以外の主体の活用拡大や国・都道府県・市町村の役割分担の見直し)

- 市町村における国保等の事務負担を軽減するため、特に定型的事務について都道府県国民健康保険団体連合会への委託を拡大するための取組や、都道府県・国による支援の在り方等について、議論が進められている。

自治体の事務負担軽減に向けた都道府県国民健康保険団体連合会の役割強化に関する会議 中間とりまとめ(令和8年3月)【概要】

1. 現状と課題

- 市町村では、人口減少の影響等により一般行政職員等の人材不足が深刻化。将来、保険者事務の実施に支障を来すおそれ。
- 各市町村における住民サービス等に大きく差異が生じないよう、事務の標準化、広域化及び効率化を進め、市町村の事務負担を軽減することが重要。その方策の一つである市町村事務の共同実施の取組は、都道府県によって差異がある状況であり、また、委託先について国保連の活用が十分に進んでいない。
- 市町村は国保等の事務に一定の委託ニーズを有しており、国保連もその受皿たり得る基盤があるが、国保連の役割強化のためには、各種の課題を解決する必要がある。

2. 課題解決のための方向性

① 国保連が受託できる事務範囲の明確化

- ・特に定型的事務について、国保連と自治体の間で、自治体のニーズや事務負担軽減の観点を踏まえ、委託(受託)拡大に向け取り組む。
- ・受託している国保連のある事務・類似の事務を例示し、委託(受託)の推進に活用。

② 国保連と中央会の間又は各国保連間の連携強化

- ・定型的事務で事務内容の共通性が高いものについて、中央会で実施し、又は複数の国保連での共同受託を行う。(例)コールセンター、研修・説明会等
- ・専門的事務で事務内容の共通性が高いものについて、国保連で担えるよう、中央会において人材育成等の支援を行う。(例)人材育成

③ 人材確保

- ・短期的に継続的な人員確保が困難な場合、任期付き職員の採用、他の国保連との共同事業実施を検討。中長期的には研修による人材育成を実施。

④ 市町村の事務負担軽減に向けた都道府県の関与の強化

- ・都道府県の主導により、都道府県、市町村、国保連による定期的な意見交換の場を設け、受託事務の標準化、一括受託を検討する。

⑤ 実施に向けた財政基盤の担保

- ・委託費の適正化・明確化を図る。収支に係る会計処理方法の国保連間の相違があるため、令和8年度以降、会計処理方法の在り方を検討。

⑥ 自治体の事務負担軽減達成のための国の支援の在り方

- ・市町村が担う事務の標準化、一括受託を推進するための方策として、都道府県国民健康保険運営方針に関する都道府県の議論に資するよう、令和8年度の早期に、都道府県国民健康保険運営方針策定要領において、事務の標準化等に関する考え方を示すとともに、保険者努力支援制度等による具体的な財政支援の在り方等を示す。また、支援期間を設け、集中的に取組が図られるようにする。

各府省における取組の例(DX)

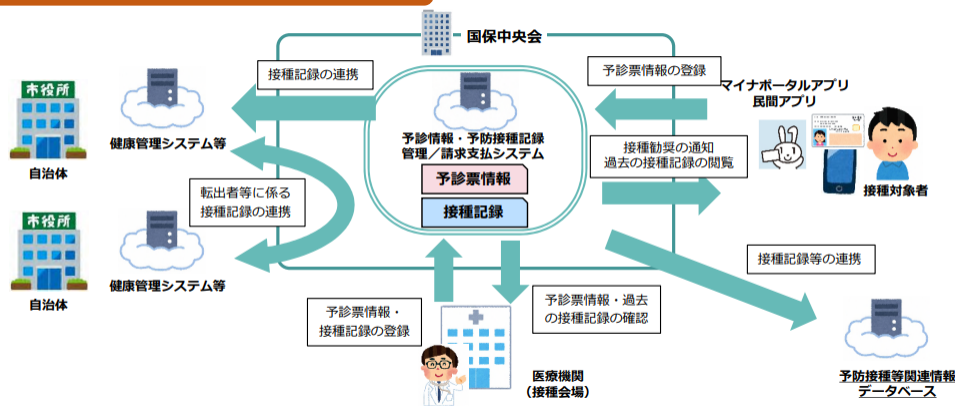
- 国が整備を進める全国共通の情報連携基盤を活用した予防接種や母子保健に関する事務のDXが進められおり、自治体や医療機関等における事務負担の軽減や関係機関間の情報連携の実現が図られている。

予防接種に関する事務のデジタル化

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律(令和4年法律第96号)による改正後の予防接種法に基づき、**全国共通の情報連携基盤(予診情報・予防接種記録管理/請求支払システム)を活用**することにより、以下を可能とする。

- ・医療機関が個人番号カードを用いたオンライン対象者確認を実施するなど、予防接種事務をデジタル化
 - ・オンライン対象者確認・オンライン費用請求により、**市区町村の接種記録の管理、市区町村及び医療機関の費用請求・支払事務の効率化**等
- 令和8年6月(改正法施行)から令和10年度にかけて順次全国展開。

システムの機能イメージ



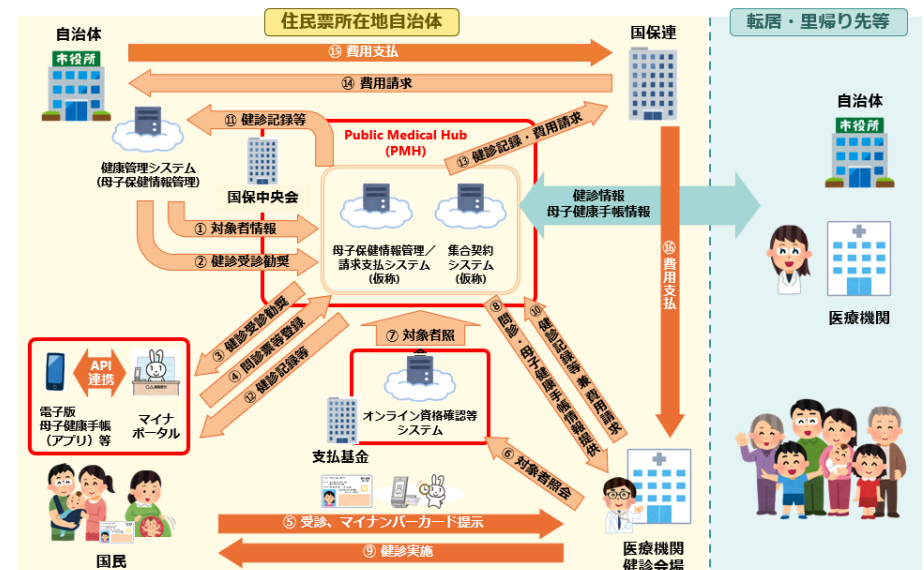
(備考)厚生労働省「令和7年第1回予防接種事務デジタル化に係る自治体説明会」(令和7年6月27日)資料をもとに事務局作成

母子保健DX

全国共通の情報連携基盤(PMH)を活用することで、

- ①スマートフォンでの**健診受診・健診結果の確認**や**プッシュ型支援**、**里帰りの際の煩雑な手続きの改善**等を実現し、
 - ②住民の利便性の向上や必要な支援へのつなぎ、医療機関の事務負担軽減に加え、**市町村における対象者情報の管理、健診結果等の入力業務等の事務負担軽減**、母子保健情報の利活用を目指すもの
- 令和8年度から特に乳幼児の集団健診を中心に、母子保健DXを全国展開。

母子保健DXのイメージ図



国と地方の意思疎通に係る主な制度について

○ 地方自治法において、累次の改正を経て**各大臣による長・議長の全国的連合組織への事前情報提供制度**に係る規定が整備されてきたほか、平成23年に「**国と地方の協議の場**」を制度化し、国と地方の意思疎通の在り方を規定してきた。

関係法律の
公布年
平成5年

連合組織から内閣及び国会への意見提出制度の創設

議員提案により地方自治法が改正され、長・議長の全国的連合組織が内閣及び国会に意見を申し出又は意見書を提出することができる制度を規定。

平成11年

地方公共団体への義務付け等について内閣の回答義務化

地方分権一括法において、地方自治法に以下の規定(第263条の3第3項及び第4項)を追加。

- ・長・議長の全国的連合組織からの上記の「意見の申し出」に対する内閣の回答努力義務
- ・当該連合組織の意見が地方公共団体に対し新たに事務又は負担を義務づけると認められる国の施策に関するものであるときの**内閣の応答義務**

平成18年

各大臣による事前情報提供制度の創設

第28次地方制度調査会の答申を踏まえ、平成18年に地方自治法を改正し、「各大臣の情報の提供のための措置」(いわゆる「事前情報提供制度」)に係る規定(第263条の3第5項)を追加。

◆第28次地方制度調査会答申「地方の自主性・自律性の拡大及び地方議会のあり方に関する答申について」(平成17年12月9日)
「…意見反映のための制度設計にあたっては…**国と地方の意見交換を実質的に担保するためには、地方公共団体が、事後ではなく事前に法令の制定・改廃の案等の内容を知りうるようにすべきである。**」

平成23年

国と地方の協議の場に関する法律の制定

上述の制度だけでは地方にとって成果が期し難いことから、進んで、「国と地方の協議の場」の制度化が地方の側から強く要請されるようになり、平成23年に国と地方の協議の場に関する法律(平成23年法律第38号)が成立。その後、この法律に基づき、国と地方の協議の場は適宜に開催されている。

国と地方の協議の場

内閣総理大臣が招集。以下の議員のほか、議員でない国務大臣、地方公共団体の長、議会の議長も、臨時に参加させることができる。

<国> 内閣官房長官、内閣府特命担当大臣、総務大臣、財務大臣、内閣総理大臣が指定する国務大臣

<地方> 地方六団体代表(各1人)

個別の行政分野において国・地方間の意思疎通を図るための枠組みの例

- 「こども政策に関する国と地方の協議の場」(※)では、**関係府省と地方公共団体の代表者**が、こども政策全般に関して**定期的に意見交換**を行うなど、**個別の行政分野単位で国・地方間の意思疎通を図るための枠組み**が設けられている例がある。
- ※国と地方の協議の場に関する法律に基づく枠組みとは異なる任意のもの。

こども政策に関する国と地方の協議の場

(趣旨)

こども政策の検討にあたっては、国と地方が連携を強化し、車の両輪となって実施していくことが重要であるとの考えの下、**政府と地方三団体の長等との率直な意見交換**を行い、今後のこども施策の推進を図る場として**令和5年5月に設置。年2回程度開催**することとされている(令和8年6月現在、計7回開催)。

(構成)

以下の構成員を基本とし、**議題によって柔軟に対応**することとしている。

地方側

全国知事会長・次世代育成支援対策PTリーダー
全国市長会長・社会文教委員会委員長
全国町村会長・行政委員会委員長

国側

こども政策担当大臣
内閣府副大臣・大臣政務官
文部科学副大臣・大臣政務官
厚生労働副大臣・大臣政務官

議題の例

令和8年度第1回(令和8年4月30日)

- ・こどもまんなか実行計画2026に向けて
- ・こどもまんなか社会に向けた地域における取組について
- ・こどもの自殺対策について

令和7年度第2回(令和7年12月18日)

- ・令和8年度予算及び令和7年度補正予算について
- ・今後の若者施策について
- ・こども性暴力防止法の施行に向けた準備状況について

- 「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針」(※)に基づく取組では、「システムは共通化、政策は地方公共団体の創意工夫という最適化された行政」を目指す姿と位置付け、国と地方3団体の代表者で構成される協議会において、共通化するシステムの対象候補を選定するなど、国と地方公共団体が連携・協力した形での推進体制が整備されている。
- ※令和6年6月21日に閣議決定された「デジタル社会の実現に向けた重点計画」の一部として策定

1. 基本的な考え方

問題意識

急激な人口減少による担い手不足に対応するため、デジタル技術の活用による公共サービスの供給の効率化と利便性の向上が必要

目指す姿

- ① システムは共通化、政策は地方公共団体の創意工夫という最適化された行政
- ② 即時的なデータ取得により社会・経済の変化等に柔軟に対応。有事の際に状況把握等の支援を迅速に行うことができる強靭な行政
- ③ 規模の経済やコストの可視化及び調達共同化を通じた負担の軽減により、国・地方を通じ、トータルコストが最小化された行政

【タテの改革】
各府省庁による所管分野の国・地方を通じたBPRとデジタル原則の徹底

【ヨコの改革】
DPIの整備・利活用と共通SaaS利用の推進

2. 取組の方向性

共通化すべき業務・システムの基準

- ① 国民・住民のニーズ（利用者起点）に即しているか
- ② 効果の見込みがあるか
- ③ 実現可能性があるか

共通化は、国と地方の協力の枠組みの下で進め、原則として地方に義務付けを行うものでなく、地方の主体的な判断により行われるもの。

(a)喫緊の課題である20業務の標準化に引き続き注力し、(b)基準に合致するものは共通化を進め、(c)基準に合致しないものであっても都道府県の共同調達による横展開の推進等に取り組む

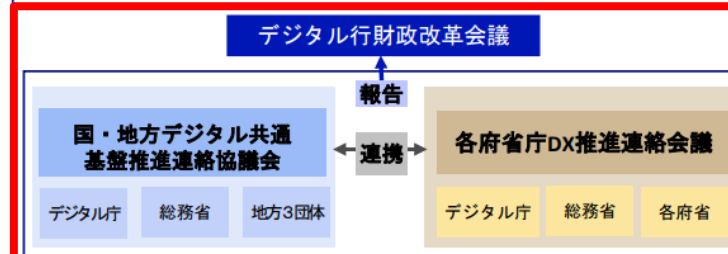
費用負担の基本的考え方

- 共通SaaS
 - ・ 国が共通化に関する調査、初期段階における実証、標準的な仕様書の作成等に要する費用を負担
 - ・ 地方公共団体が利用料等を負担することが原則
- デジタル公共インフラ（DPI）
 - ※認証基盤（マイナンバーカード等）、ベース・レジストリ等国が主導して開発・運用・保守を行うことが適当
- 物理/仮想基盤（クラウド、ネットワーク）
 - ・ 原則として費用は整備主体が負担
 - ・ 利用者は、運用・保守費用等について応分の負担

デジタル人材の確保

- 共通SaaS・DPIの整備・活用のための体制の強化
 - デジタル庁を中心に、専門人材の確保や、各省と地方公共団体との調整を行う行政人材の配置を推進
- 地方公共団体における人材確保
 - ・ 令和7年度中に、全ての都道府県で都道府県を中心に市町村と連携した地域DX推進体制を構築し、人材プール機能を確保
 - ・ 総務省において、都道府県間の連携も促進しながら、デジタル庁と連携し、支援を強化

3. 今後の推進体制



国・地方の連絡協議の枠組み

- ・ 「国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会」を開催
- ・ 共通化の対象候補の選定や、制度所管府省庁が策定する共通化を推進するための方針の案への同意等を実施

各府省庁DXの推進の枠組み

- ・ 今後5年間でDXの「集中取組期間」とし、国側の推進体制として「各府省庁DX推進連絡会議」を開催
- ・ 国民の利用者体験の向上に資するDXの取組を「国・地方重点DXプロジェクト」として指定し、国・地方デジタル共通基盤に係る各府省庁の取組を支援

(備考)国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針(概要)を一部加工

地方分権一括法(※)を踏まえた国と地方の役割分担について

※「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」(平成11年法律第87号)(平成12年4月施行)

- 「地方分権推進計画」(平成10年5月29日閣議決定)の策定においては、その基本となる考え方として以下の2点が位置づけられている。
 - ①国と地方公共団体との間で**役割分担が適切かつ明確になされるべきこと**
 - ②地方公共団体の自主性及び自立性が確保され、十分に発揮されるべきこと
- この考え方を踏まえて**平成11年に成立した地方分権一括法**では、以下のとおり**国と地方公共団体が分担すべき役割の明確化**が図られ、「上下・主従」の関係から「対等・協力」の関係とされた。

- **地方公共団体は、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うもの**とされ(地方自治法(以下「法」という。)法第1条の2①)、**地域における事務及び法令で定められたその他の事務を処理する**(法第2条②)。

※ 「総合的に実施する」とは、狭義の管理・執行のみならず、企画・立案、選択、調整、管理・執行などを一貫して行うという意味を持つものとされる(参考:第24次地方制度調査会「地方分権の推進に関する答申」)。

- 上記を達成するため、次のような国と地方公共団体の役割分担の在り方を定め、国はこれを基本として適切に役割分担するようにしなければならないとされている(自治法第1条の2②)。

- ・ **国は、国が本来果たすべき役割を重点的に担う。**

(国が本来果たすべき役割として、次の3類型を例示)

- ① 国際社会における国家としての存立にかかわる事務(外交、防衛、通貨、司法など)
- ② 全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動若しくは地方自治に関する基本的な準則に関する事務(私法秩序の形成等、公正取引の確保、生活保護基準、労働基準、地方公共団体の組織及び運営の基本など)
- ③ 全国的な規模で若しくは全国的な視点に立つて行わなければならない施策及び事業の実施(公的年金、エネルギーに関する政策、宇宙開発、骨格的・基幹的交通基盤など)

(出典:佐藤文俊「逐条地方自治法」)

- ・ **住民に身近な行政はできる限り地方公共団体にゆだねる。** ※ 都道府県と市町村の役割分担については次頁参照

- また、国は、地方公共団体に関する制度の策定や施策の実施に当たっては、地方公共団体の自主性・自立性が十分発揮されるようにしなければならないとされている(自治法第1条の2②)。

地方分権一括法を踏まえた都道府県と市町村の役割分担について

○ 平成11年の地方分権一括法において、国と地方公共団体との役割分担の見直しとともに都道府県・市町村の役割の見直しが行われた。

【都道府県の役割】

- 都道府県を単位として統一性を確保する必要性のある「統一的な処理を必要とする事務」は必要最低限であるべきであることから、当該事務区分が廃止された。併せて、市町村の「行政事務」に関し、都道府県が都道府県単位で事務処理の統一性を図る観点から、都道府県の条例で必要な規定を設ける「統制条例」制度も廃止された。

新(平成11年改正後)	旧(昭和31年改正後)
<p>◆ 広域にわたるもの <small>※本頁の点線枠囲み内は佐藤文俊「逐条地方自治法」より引用</small></p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村の区域を超える事務であつて数市町村にわたるもの 全県的なもの 複数の都道府県又は全国的なものの当該都道府県の区域におけるもの <p>(具体例)</p> <ul style="list-style-type: none"> 地方の大規模な総合開発計画の策定や主要な統計調査のように広域を対象として行われる計画の策定や調査 治山治水事業、電源開発等広域にわたる地域を対象として実施される建設事業 公衆衛生や医療の水準の維持 広範囲な環境保全整備等広域の区域を対象にして一定の行政目的の実現又は行政水準の確保を図るもの等 	<p>◆ 広域にわたるもの</p> <p>◆ <u>統一的な処理を必要とするもの</u></p>
<p>◆ 市町村に関する連絡調整に関するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> 国等や都道府県等と市町村との間の連絡調整 市町村相互間の連絡・連携・調整等(水平的合意形成等を含む。)の事務 	<p>◆ 市町村に関する連絡調整に関するもの</p>
<p>◆ その規模又は性質において一般の市町村が処理することが適当でないと認められるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> 事務の規模が大きいこと、これを処理するのに大きな財政力を必要とし、一般の市町村の負担に耐えられないもの 事務の性質からして高度な技術力や専門的な能力を必要とするため、一般の市町村ではそのような技術・能力を有するスタッフを確保して当該事務を一市町村の区域内において処理することが困難であると思われるもの 対象が散在していることなどから市町村ごとに処理するのは甚だしく非効率的であると思われるもの 等 	<p>◆ 一般の市町村が処理することが不適当であると認められる程度の規模のもの</p>

【市町村の役割】

- 市町村は基礎的な地方公共団体として、都道府県が処理することとされている事務を除き 一般的に普通地方公共団体の事務を処理することとされており、市町村優先の原則が採られている。都道府県が処理する事務のうち、その規模又は性質において一般の市町村が処理することが適当でないと認められるものについて、当該市町村の規模及び能力に応じて処理することが可能。22

(参考)国・都道府県・市町村間の役割分担に関する地方自治法の規定

- 地方自治法第1条の2(地方分権一括法で創設)では、国と地方の役割分担について以下のように規定している。

◎地方自治法(昭和22年法律第67号)(抄)

第一条の二 地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。

- ② 国は、前項の規定の趣旨を達成するため、国においては国際社会における国家としての存立にかかわる事務、全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動若しくは地方自治に関する基本的な準則に関する事務又は全国的な規模で若しくは全国的な視点に立つて行わなければならない施策及び事業の実施その他の国が本来果たすべき役割を重点的に担い、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体にゆだねることを基本として、地方公共団体との間で適切に役割を分担するとともに、地方公共団体に関する制度の策定及び施策の実施に当たって、地方公共団体の自主性及び自立性が十分に発揮されるようにしなければならない。

- 地方自治法第2条(地方分権一括法で改正)では、都道府県と市町村の役割分担について以下のように規定している。

◎地方自治法(抄)

第二条 (略)

- ② 普通地方公共団体は、地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされるものを処理する。
- ③ 市町村は、基礎的な地方公共団体として、第五項において都道府県が処理するものとされているものを除き、一般的に、前項の事務を処理するものとする。
- ④ 市町村は、前項の規定にかかわらず、次項に規定する事務のうち、その規模又は性質において一般の市町村が処理することが適当でないと思われるものについては、当該市町村の規模及び能力に応じて、これを処理することができる。
- ⑤ 都道府県は、市町村を包括する広域の地方公共団体として、第二項の事務で、広域にわたるもの、市町村に関する連絡調整に関するもの及びその規模又は性質において一般の市町村が処理することが適当でないと思われるものを処理するものとする。
- ⑥～⑰ (略)

持続可能な地方行財政のあり方に関する研究会報告書のポイント(令和7年6月公表)

1. 人材不足等の課題

- 生産年齢人口はピーク時から約1,100万人減少し、既に自治体では**専門人材**(技術職員、デジタル人材等)等の不足が喫緊の課題
- **団塊ジュニア世代**(毎年約200万人出生)の退職によって、今後は一般行政職員を含め**人材不足が深刻化**

○ 市町村が本来注力すべき事務に注力し、各地域が**個性豊かで活力に満ちた分権型社会**を実現するため、これまでとは異なる**新たな視点**で、**個別の事務の課題を踏まえた対応や制度の見直し**の議論を進めることが必要

2. 事務処理に関する課題と対応

- 対応方策は、**事務を減らす、まとめる**(水平連携・垂直補完)、**担い手を広げる**(民間活用・住民参加)、**生産性を高めること**
- 各行政分野(10分野)の**個別の事務**まで踏み込んで課題を分析し、分野横断的な**検討の視点**を抽出
- 今後、この検討の視点を参考に、その他の行政分野も含め、**事務処理上の課題分析**を行い、**対応方策を検討**することが必要

<検討の視点>

- ① 事務量
- ② 事務内容
 - ・ 事務の性質(企画立案～定型業務)
 - ・ 国・都道府県・市町村間の事務内容の共通性
- ③ 事務処理に必要なリソース
 - ・ 事務処理に求められる人材の専門性
 - ・ 事務処理の難しさ、経験・知見の必要性
- ④ その他事務処理のあり方
 - ・ 対面や実地での事務実施の必要性
 - ・ 事務処理に当たり踏まえるべき地域の事情・特性
 - ・ 行政分野を超えた連携や地域の多様な主体との連携の必要性

※**デジタル技術の活用**は、事務のあり方の前提を変え得る。

<研究会で課題分析のために取り上げた行政分野(10分野)>

(福祉) 介護保険、国民健康保険、老人福祉施設、保育
(教育) 小中学校教育 (インフラ) 道路、上下水道 (農業) 鳥獣被害対策
(環境) 地球温暖化対策 (消費者) 消費生活相談

(分析例) 介護サービス事業者の運営指導

- ・ 中小規模の市町村では事務量が小さくノウハウの蓄積が困難。
 - ・ 事業者との連絡調整はデジタル化による負担軽減が可能。
 - ・ 実地検査は数年に一回であり、日常的な実地性は高くない。
 - ・ 事務処理に当たり広域的な視点が求められるものではない。
 - ・ 事業者指導については、市町村のほか都道府県も同種の事務を行っている。民間にも**事務受託法人が存在する**。
- ⇒ 地域事情に応じ、大都市や都道府県が代わりに行うことや、民間法人に委託することが効果的だと考えられる。

3. 今後の進め方

- **各都道府県が**、地域の状況を踏まえ、**市町村の検討を支援**(国としても具体的な対応方策について**一定の選択肢**を提示)
⇒ 地方の検討状況を踏まえ、制度上対応すべきものについては、**国・都道府県・市町村の役割分担の変更等の制度見直し**

事務への着目

①事務量

- 事務処理の体制に比して事務量が大きい場合や、事務量が小さく効率性が低下している場合、市町村間の連携や都道府県・国による補完、民間リソースの活用等も含め検討が必要。

②事務内容

事務の性質(企画立案～定型業務)

- 各地域の特性を踏まえた企画立案的な性質が強い事務は、市町村自ら又は市町村間連携により行う必要性が高い。一方、事務処理の主体によって内容に差が生じにくい定型業務の性質が強い事務は、市町村以外の主体による実施も含め検討が必要。

国・都道府県・市町村間の事務内容の共通性

- 市町村と都道府県、国と実施事務の内容の共通性が高い場合、国や都道府県による支援や直接の事務処理も含め検討が必要。

③事務処理に必要なリソース

事務処理に求められる人材の専門性

- 技術職や保健師等の専門人材が必要な事務については、人材の希少性、偏在度合い、代替可能性等に応じ、地域事情も踏まえ、市町村以外の受け皿での人材確保の検討が必要。

事務処理の難しさ、経験・知見の必要性

- 特定の専門人材を必要としない事務であっても、高度なデータ解析など、特に小規模市町村では対応が困難な事務や、ノウハウの蓄積が求められる事務については、市町村間連携のほか、都道府県や国、民間等による支援、事務処理の広域化も含め検討が必要。
- 事務処理を規定する国の仕組みの複雑さが原因となっている場合には、複雑さの解消による事務の簡素化についても検討が必要。

デジタル技術の活用

各着目点に関し、デジタル技術の活用が事務のあり方の前提を変え得る。業務効率化や行政の質の向上にもつながることから、対応方策の検討の際に併せて検討することが不可欠。

バックヤードでの情報連携や、事業者等との間で電話等により行われている連絡調整事務のデジタル化、AIを用いた文章や要約の作成により事務量自体を小さくすることが考えられる。

デジタル技術の活用の観点から事務の標準化・共通化を進めることで、事務の定型性が高まる。

データを集約し、AIを活用した情報の整理・分析を行うことで事務処理に必要な情報の参照やチェックを容易にすること等により、専門人材の不在やベテラン職員の退職によるノウハウの不足を補うことにつながる。

事務への着目(続き)

④その他事務処理のあり方

対面や実地での事務実施の必要性

- 事務を対面や実地で実施する必要がある場合、事務処理の主体と客体との近接性が求められることから、一義的には市町村による事務処理が考えられる。他方で、遠隔での事務実施が可能な事務については、広域的な対応を含め検討が必要。

事務処理に当たり踏まえるべき地域の事情・特性

- 狭域での地域事情や、住民の意思をきめ細かに施策に反映させる必要性が高い場合、各市町村での事務処理を前提に、都道府県・国や民間等による支援について検討が必要。
- 全国的な社会経済状況の変化や、全国や都道府県レベルでのサービス水準の考慮を要する事務については、国や都道府県の関与・支援により、一定の水準や均衡の確保とともに、市町村の負担軽減について検討が必要。

行政分野を超えた連携や地域の多様な主体との連携の必要性

- 行政分野を超えた連携や、地域の多様な主体との連携が必要なものについては、当該連携が各市町村の組織内又は区域内で求められるのか、市町村の組織・区域を超えるのか、事務処理の主体の検討の要素に。

デジタル技術の活用

リモートでの対応を可能にすることにより、遠隔での事務処理で、対面や実地対応と変わらない実施水準を確保することなどが考えられる。

情報共有・コミュニケーションの円滑化を図ることで、行政分野を超えた連携や地域の多様な主体との連携がしやすくなる。

地方分権改革に関する提案募集の近年の動向

- 近年の分権提案では、**地方公共団体の事務を削減・統合するもの**や担い手を拡大するもの、デジタル技術を活用するものなど、**地方公共団体の業務の効率化や負担軽減に資する内容**となっているものが多く見られる。

【凡例】地方公共団体の事務処理の課題への対応方策

A.事務の削減・統合

B.担い手の拡大(民間活用・住民参加等)

C.生産性の向上(デジタル技術の活用等)

※ 主として市町村の事務処理の課題への対応方策となっているものについては、赤色下線を付している。

令和5年

重点募集テーマ

1. 連携・協働

- ① 里帰り出産における地方公共団体間の情報連携の仕組みの創設
- ② 妊産婦健康診査に係る手続等の見直し及び情報連携の仕組みの構築
- ③ 区域外の医療機関等受診時の地方単独医療費助成制度に関する現物給付を円滑に行うための実施方法の明確化

2. 地域の人材(担い手)確保

- ④ 幼保連携型認定こども園の保育教諭等の資格の特例等の延長
- ⑤ 国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物の計画通知に対する審査・検査等に係る指定確認検査機関の活用
- ⑥ 地方公務員の休暇制度において、地域社会に貢献する活動に従事することを事由とする特別休暇を各地方公共団体の裁量により創設できることの明確化
- ⑦ 管理栄養士国家資格の受験資格の見直し

3. その他

- ⑧ 獣医師法に基づくオンラインによる届出の場合の都道府県経由事務の見直し
- ⑨ 公立学校施設整備費国庫負担事業における国庫債務負担行為の年限の見直し
- ⑩ 宅地建物取引業者の事業者名簿等の閲覧制度に係る対象書類の簡素化
- ⑪ 生産緑地法に基づく買取申出手続と公有地の拡大の推進に関する法律に基づく届出手続により重複している手続の合理化

令和6年

重点募集テーマ

○デジタル化

- ① 住基ネットの利用事務を大幅に拡大
- ② オンライン化等に伴う都道府県の經由事務の見直し
- ③ 自治体への申請手続のオンライン化
- ④ オンライン手数料納付(マイクロチップ情報登録+狂犬病予防登録)
- ⑤ 戸籍情報照会を郵送からオンライン化(戸籍電子証明書の活用)
- ⑥ 自治体情報システム標準化等のための基金の活用期限を検討
- ⑦ 条例公布時における首長の署名の方法に電子署名を追加

○その他

- ⑧ 民生委員等の選任要件の見直し(転出後も在任期間中は身分の継続が可能)・担い手確保策を推進
- ⑨ 公立大学法人の出資可能対象をベンチャーキャピタル等へ拡大
- ⑩ 児童手当の所得制限撤廃を踏まえ、所得確認を簡素化
- ⑪ 介護保険法の介護施設の届出を生活保護法の介護施設の届出とみなす

令和7年

重点募集テーマ

1. デジタル化による国民の利便性向上

- ① 事業者から地方公共団体への申請手続等のオンライン化(e-Govの活用)
- ② 公営住宅の家賃決定に係る収入申告書の省略
- ③ 地方債のデジタル証券方式での発行を可能に

2. 人口減少社会に柔軟に対応した地域づくり

- ④ 空家等管理活用支援法人に商工会議所等の指定を可能に
- ⑤ 公営住宅における建替えを伴わない団地集約の場合でも明渡請求を可能に
- ⑥ 土地利用の実情に即した市街化区域の設定を可能に

3. 自治体業務の簡素化・効率化

- ⑦ 經由事務の廃止及び經由調査の見直し
- ⑧ 都道府県による戸籍電子証明書等のオンラインでの公用請求を可能に
- ⑨ 行政書士試験に関する事務のうち委任できない事務を委任可能とし全ての試験事務を委任可能に
- ⑩ 介護・障害福祉サービス等報酬関連補助金に係る支払事務について都道府県から国民健康保険団体連合会への委任を可能に
- ⑪ 国への返還金に関する取扱いの見直し
- ⑫ 社会情勢を踏まえた事務の簡素化
- ⑬ 計画策定事務の見直し
- ⑭ 財産区議会(総会)設置条例について都道府県知事による提案に加え市区町村長等による提案も可能に

令和8年

重点募集テーマ

①事務処理方法の見直し

- <提案の視点の例>
- ・事務負担の軽減のための事務の廃止を求めるもの
 - ・国・地方間の連携や自治体間の連携の推進に資するもの
 - ・事務処理の広域化や法人への委託等による外部化を求めるもの

②デジタル化

- <提案の視点の例>
- ・行政手続のオンライン化に必要なシステム等の環境整備を求めるもの
 - ・行政手続のオンライン化にあわせて手続の廃止・効率化を求めるもの
 - ・国・地方デジタル共通基盤の整備・運用を進めるにあたり、業務・システムの共通化を求めるもの

③地域におけるサービスの維持・向上等

- <提案の視点の例>
- ・サービスの維持が困難な地域等における基準・手続の見直しを求めるもの
 - ・地域経済の活性化に資する規制緩和等を求めるもの
 - ・広域リージョン連携の推進に資するもの

国における事務自体や事務処理方法の見直しに係る取組の例

- 既存の法令等に係る**アナログ規制の見直し**や、国会提出予定法案に係る**デジタル原則への適合性の確認**など、国において、事務自体や事務処理方法の見直しに資する**法令を制定・改正しようとする際のルールや考え方**を定める取組が見られる。

既存法令等に係るアナログ規制の見直し

- 書面、目視、常駐、実地参加等を義務付ける**アナログ規制**について、**デジタル原則**※への適合性に照らした見直しを実施(約**8,000条項の見直し完了**(令和7年9月末時点))。

※ 構造改革のための**デジタル原則**:①デジタル完結・自動化原則、②アジャイルガバナンス原則、③官民連携原則、④相互運用性確保原則、⑤共通基盤利用原則(令和3年12月デジタル臨時行政調査会策定)

道路橋梁点検へのドローン活用

【千葉県君津市】

道路橋の定期点検は近接目視で実施する必要

【点検要領改訂】
(国土交通省)

道路橋点検にドローンを活用

- ドローン技術の活用により、**点検時間の短縮**や**事業者への委託費の削減**を実現
- 点検の際に行っていた交通規制が不要となり、住民の利便性向上を実現



農作物の作付確認への衛生画像活用

【福島県南相馬市】

作付面積の確認は目視での現地確認が前提

【通知改正】
(農林水産省)

作付面積の確認に衛星データを活用

- 現地確認の回数・対象面積が減少し、**調査員の負担軽減・効率化**に寄与
- 生育状況に応じた適切な時期における確認が可能となり、精度が向上



新規法令に係るデジタル法制審査

- 令和4年臨時会以降、**毎国会における各府省庁提出法案**について、デジタル庁は**新規法令のデジタル原則への適合性を事前審査する「デジタル法制審査」**を実施。

デジタル法制審査でチェックしている規定

- (1) 7項目の代表的なアナログ規制(目視、実地監査、定期検査・点検等)やフロッピーディスク等の記録媒体を指定する規定
- (2) 情報システムの整備が見込まれる行政手続を定める規定

(備考)デジタル庁HPをもとに事務局作成

過去の点検結果

(出典)デジタル庁HP

国会回次	提出法案数	アナログ規制関係	
		該当法案数	該当条項数
R4臨時会(210)	22	3	23
R5常会(211)	60	27	99
R5臨時会(212)	12	3	20
R6常会(213)	62	27	79
R6臨時会(216)	9	0	0
R7常会(217)	59	30	140
R7臨時会(218)	10	1	1

地方公共団体における事務自体や事務処理方法の見直しに係る取組の例

○ 地方公共団体においても、**県と市町村や複数市区間で連携**して、独自に事務自体や事務処理方法の見直しに取り組む例が見られる。

高知県の取組 ～4Sプロジェクト～

県の事務のみならず、消防や国保といった市町村の事務も対象に、県内市町村を巻き込んで、人口減少下においても持続可能な行政サービスを実施できるよう、**4つのS(集合、伸長、縮小、創造)**の視点から事務のスリム化・効率化等を推進。

強力な関与が必要な取組については**予算編成や組織体制等、県の経営資源を重点的に投入**。

【期間】 2025年度から開始

【推進体制】 プロジェクト毎に設定

(例)消防広域化:高知県、県内34市町村長、高知県内消防本部等が参加する協議会で推進

1 4S重点プロジェクト

視点 プロジェクト名	集合 (スケールアップを追求)	伸長 (真に必要なサービスを充実)	縮小 (「賢く縮小」)	創造 (「前例踏襲ではない新たな試み」)	担当 部局
消防広域化	●現行15消防本部を 全県1本部 に統合	●消火・救急・救助などの 現場力を強化	●総務部門、通信指令部門などの 共通する事務をスリム化し 、効率化	●県の消防防災航空センター及び消防学校もあわせて 統合する全国初の試み に挑戦	危機管理部
周産期医療体制の確保	●出生数や医師数の減少を踏まえ、各医療機関の ハイリスク・ローリスク機能を再編・集約 ●医療機関間の役割分担を明確化した上でネットワークを強化	●出産時の 安全性確保を最重点 に体制を構築 ●どこでも安心して受診できるようなシステムの県内統一や宿泊代助成等を実施	●ローリスク出産には助産師を中心とした「 院内助産システム 」を導入	●中長期的に ローリスク大規模分娩取扱施設 の整備を検討	健康政策部
県立高等学校の振興と再編	●生徒数の減少を踏まえ、都市部では 学校単位の再編 も含め、教員や部活動を選択できる規模の教育環境を確保	●中山間地域の 小規模校では、存続基準(学級数)を都市部より緩和 ●地域資源を生かしたカリキュラムや部活動など 学校の魅力化・特色化 を進め全国から生徒を集める	●定員充足率の低下を踏まえ、 総定員や学級数を削減 ●定時制・通信制は実情を踏まえて集約 ● 遠隔教育 をさらに活用	●地元市町村等と協力し、学科・部活動を 全国初、日本一となる取組に挑戦(新学科等の創設を含めて検討)	教育委員会
地域公共交通の確保	●路面電車と路線バスのあり方を一体的に検討 ● 並走区間の見直し などによる効率化	●路線バスの 幹線機能の維持・充実 ●当面5年間、路面電車は維持の方向(10年後に向け検討)	●路線バスの 支線部分は、オンデマンド交通、コミュニティバス等簡素な交通手段で代替 を検討	●とさでん交通の経営安定化に向け、 収益部門での積極的な設備投資や従業員の処遇改善等「全国初」の試み も含め具休策を検討	総合企画部
国保料水準の統一	●34市町村の国保料等を統一し、 保険財政の規模の拡大を通じて運営を安定化	●小規模市町村での 高額医療費の発生による保険料率引き上げを軽減し 、保険機能を強化 ●県内全域で同一所得の人は同一保険料とし 公平性を向上	●市町村が共同して重複投薬などの無駄を省くことで 保険料率の上昇を抑制	●糖尿病や心臓疾患の重症化予防に向け、 全国初のプログラム確立 に挑戦	健康政策部

2 その他の4Sプロジェクト

項目	事業名
公共サービスの確保	水道の広域化、介護サービスの大規模化や協働化
地域産業の持続性の確保	農地を集約し次世代に引き継ぐ地域計画の推進、産地集約化等による林業生産活動の持続性の確保、漁協及び産地市場の集約
地域の維持・活性化	集落活動センターの推進、あったかふれあいセンター事業の推進、事前復興まちづくり計画の作成

(出典)R8.2 第2回高知県創造戦略推進委員会

町田市の取組 ～自治体間ベンチマーキング～

法定された基幹業務のうち、人的資源の投入量の多い分野(住基、税、国保、介護など)において、**自治体間で業務プロセス、パフォーマンス、コスト等を比較し**、差異を見える化するとともに、自治体間で共通化できる**ベストプラクティス**を検討し、**業務を改善**。

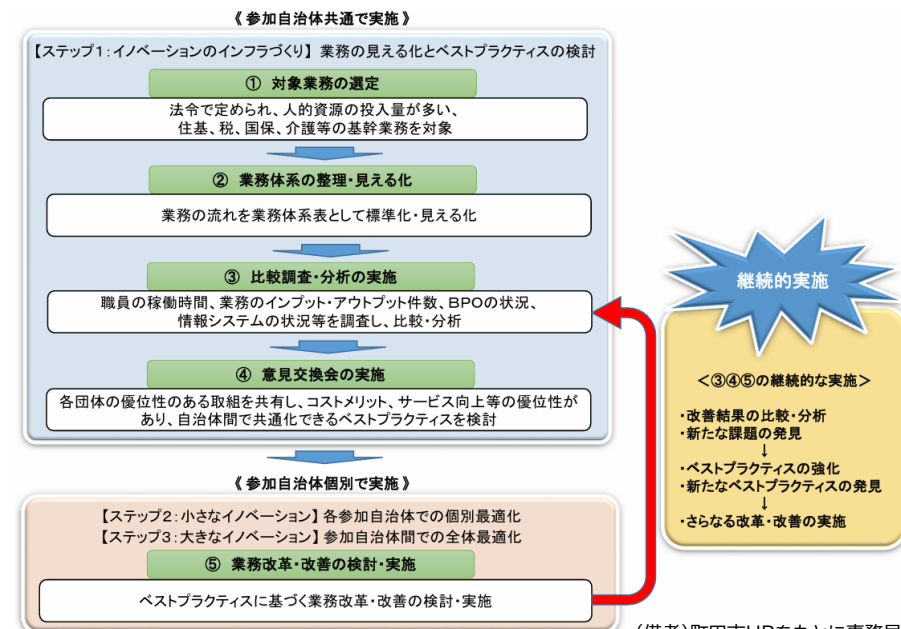
【期間】 2015年度～2021年度

【推進体制】 人口40万～60万程度の同規模自治体※の参加を得て、**比較調査分析・意見交換会**を実施。

※郡山市 市川市 船橋市 松戸市 江戸川区 八王子市 三鷹市 多摩市 藤沢市 厚木市

【取組の成果】

例 介護保険における負担限度額認定申請等の**勧奨通知を廃止**し、**郵送件数及びコストを削減**



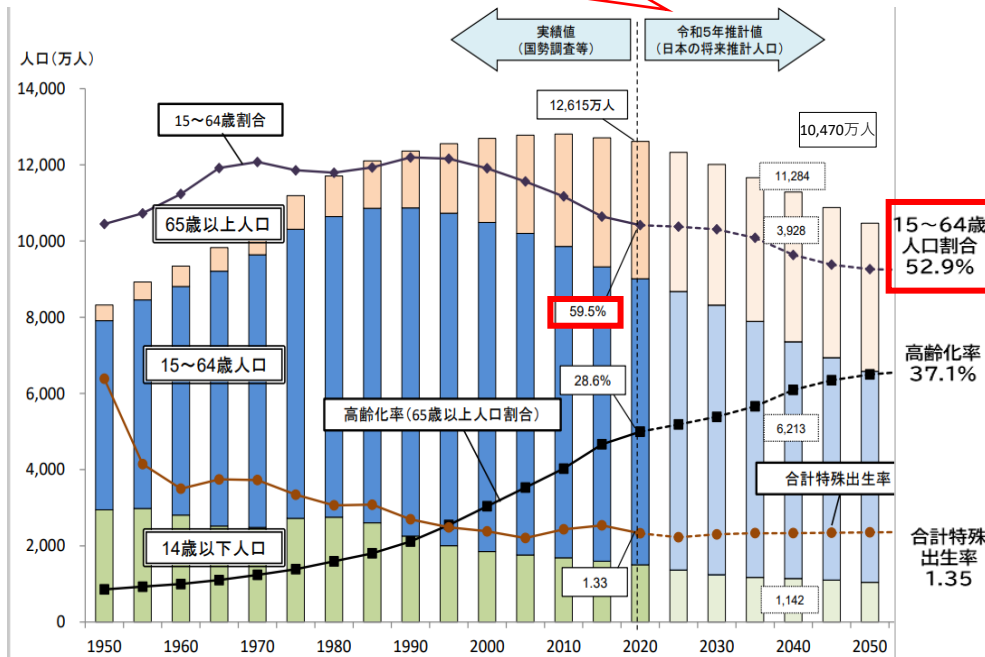
參考資料

将来の人口推計

- 日本の人口は、2023年時点の推計で、2020年(12,615万人)から**2050年(約10,470万人)にかけて約2,150万人減少**する見込みであり、生産活動を中心となって支える**15～64歳の人口割合は、約7%減少し52.9%**となる見込み。
- **出生数は想定を上回るペースで減少**しており、今後、**労働の中核的な担い手が急速に減少**することが見込まれる。

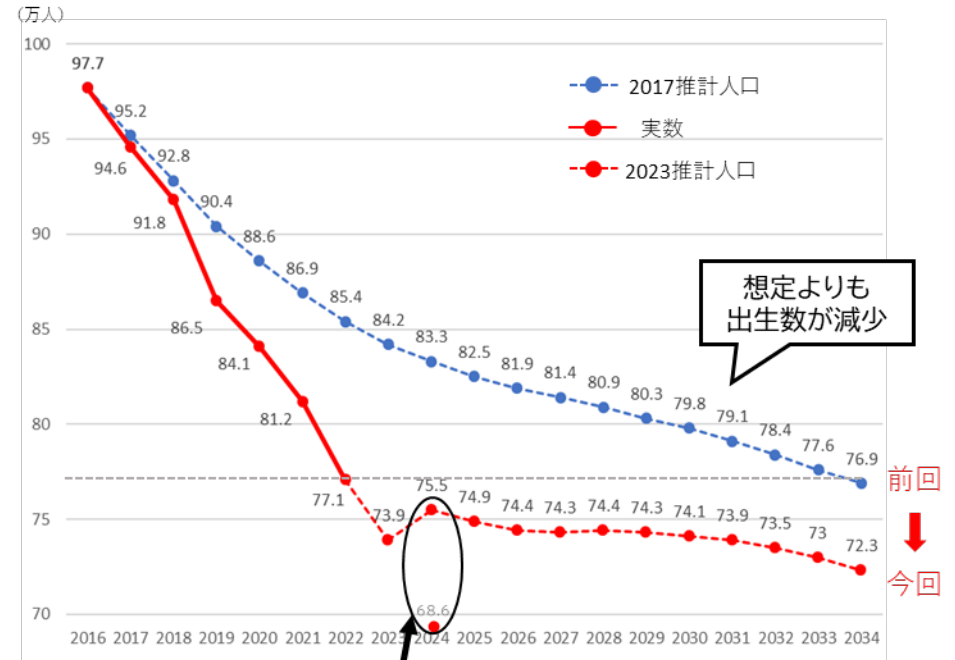
■日本の将来人口推計(実績と推計)

令和7年国勢調査(速報)では、令和7年10月1日現在の人口は1億2,305万人であり、2020年(令和2年)に比べ、**309万7千人減少(2.5%減)**し、**減少幅は過去最大**



(備考)「第3回社会保障審議会年金部会」資料を一部加工

■日本人の出生数の動向(実績と推計)

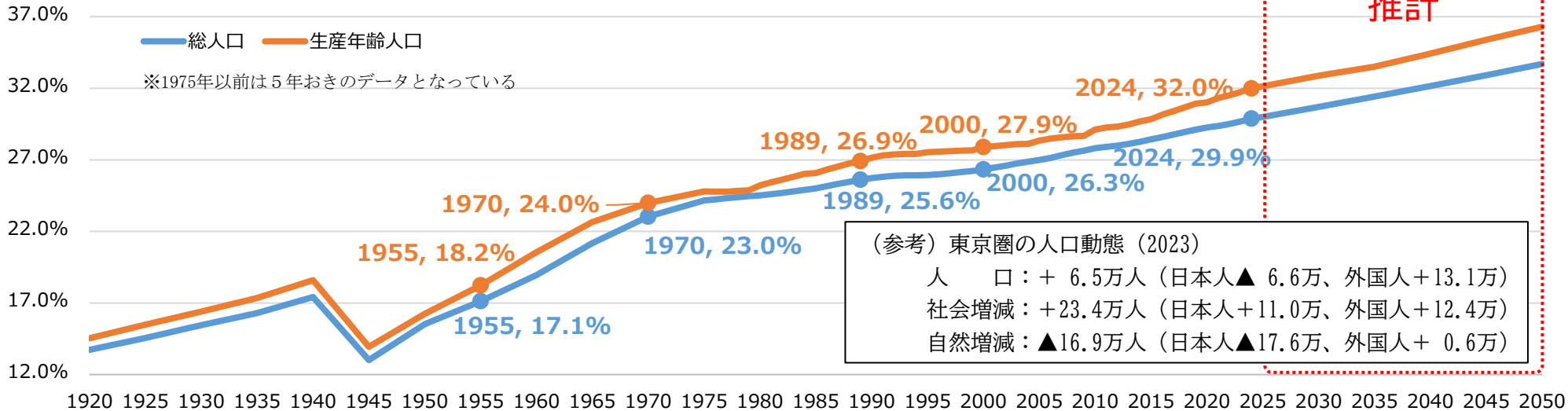


(備考)国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年推計)」「日本の将来推計人口(令和5年推計)」、厚生労働省「令和6年人口動態統計(概数)」に基づき事務局作成

大都市圏における人口動態

- 東京圏では、戦後、総人口・生産年齢人口に占める割合が**一貫して上昇**。
- 三大都市圏では、2050年にかけて、**高齢者人口の大幅な増加**が見込まれる一方、三大都市圏以外の地域は、**高齢者人口は2040年をピークに減少傾向**となり、2050年にかけて**わずかに減少(約1%)**する見込み。

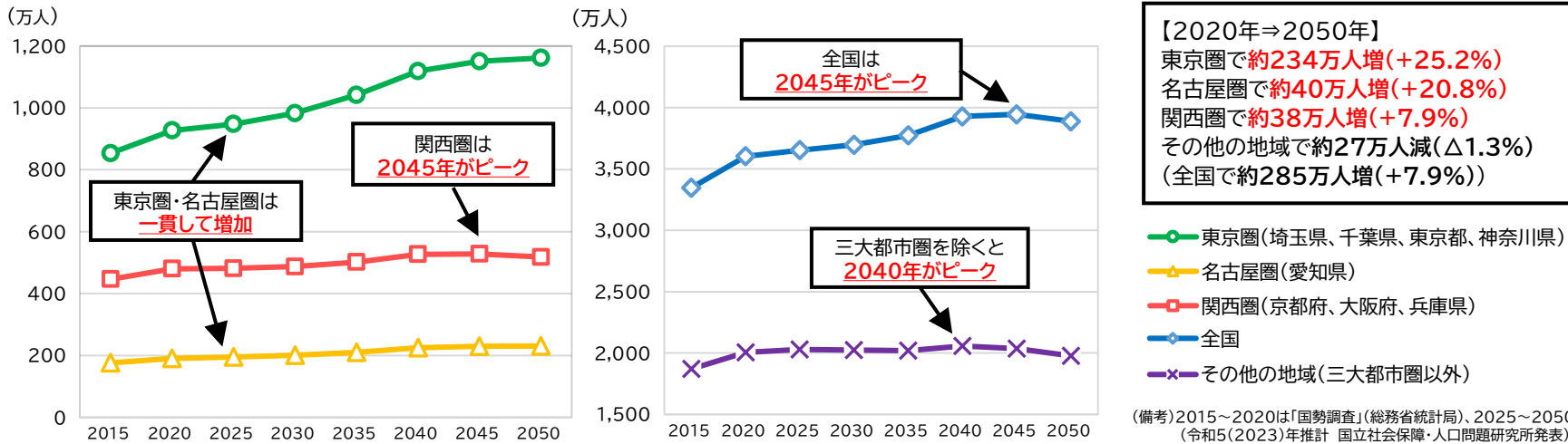
■総人口・生産年齢人口に占める東京圏のシェア推移



(参考) 東京圏の人口動態 (2023)

人口: + 6.5万人 (日本人▲ 6.6万、外国人+13.1万)
 社会増減: +23.4万人 (日本人+11.0万、外国人+12.4万)
 自然増減: ▲16.9万人 (日本人▲17.6万、外国人+ 0.6万)

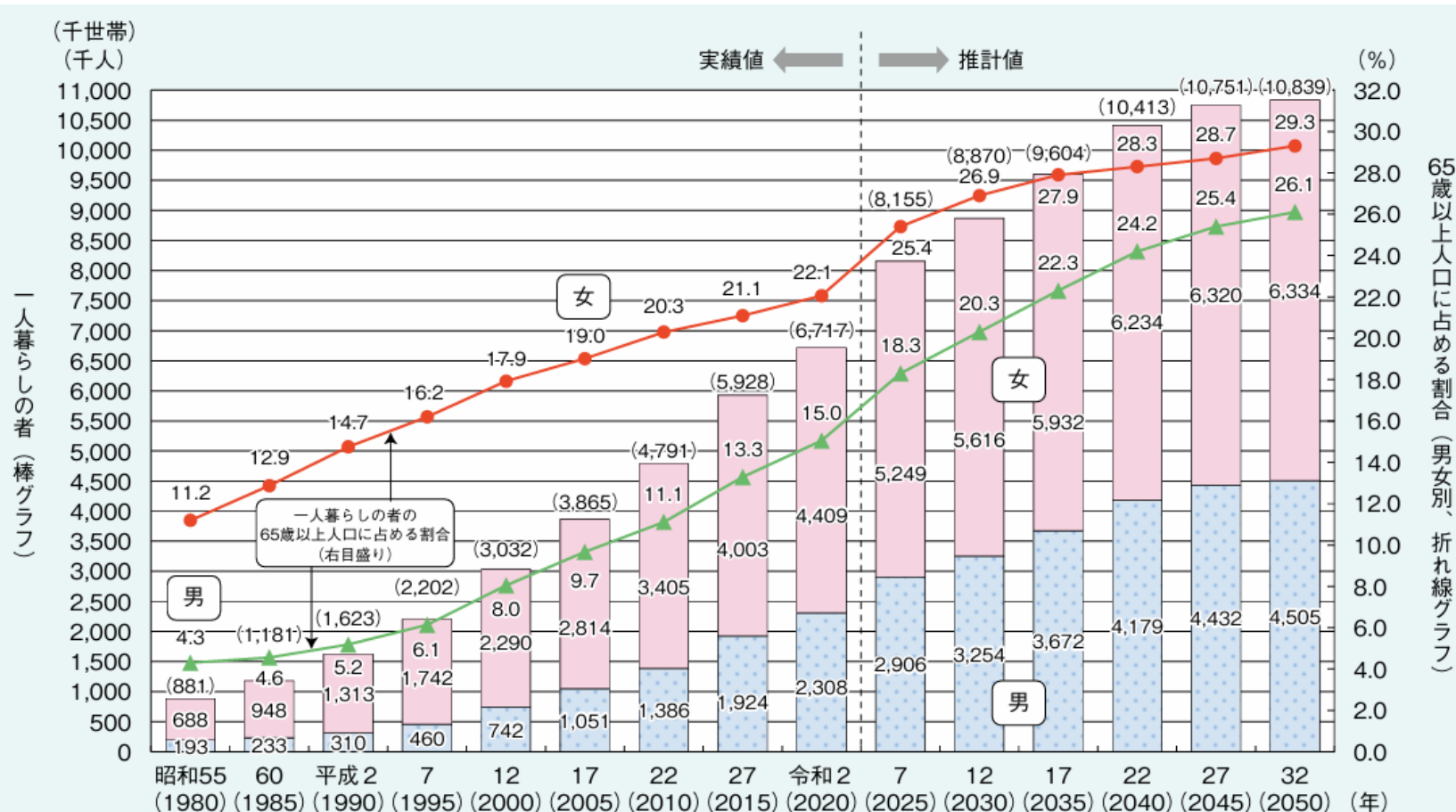
■三大都市圏とその他の地域の高齢者人口(65歳以上)の推移



(出典)1920年から2024年まで「0.5」年は総務省「国勢調査」、それ以外は総務省「人口推計」。ただし、2015年及び2020年は不詳補完値(年齢などの一部未回答情報を統計的手法で補完した値)。2025年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(令和5年推計)」

65歳以上の単身世帯数の推移

○ 65歳以上の一人暮らしの者は、2020年(671.7万人)から2050年(1,083.9万人)にかけて、**412.2万人**増加する見込み。



資料：令和2年までは総務省「国勢調査」による人数、令和7年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計（全国推計）」（令和6（2024）年推計）による世帯数

（注1）「一人暮らし」とは、上記の調査・推計における「単独世帯」又は「一般世帯（1人）」のことを指す。

（注2）棒グラフ上の（ ）内は65歳以上の一人暮らしの者の男女計。

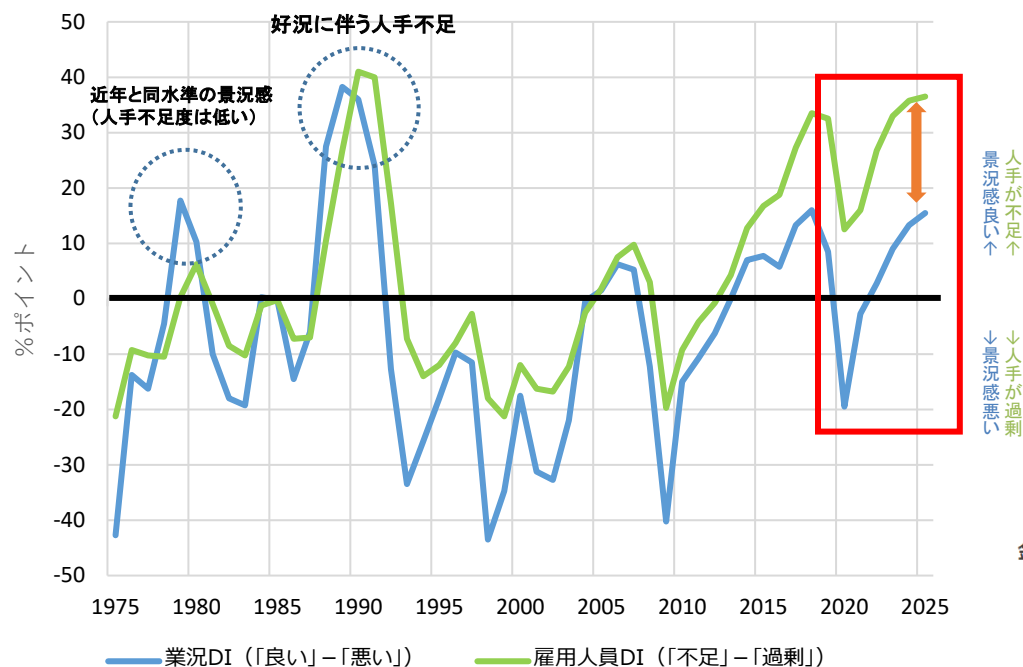
（注3）四捨五入のため合計は必ずしも一致しない。

（注4）2020年以前は家族類型不詳等を除いた値、2025年以降は家族類型不詳等をあん分した値にそれぞれ基づく。

人材不足の状況

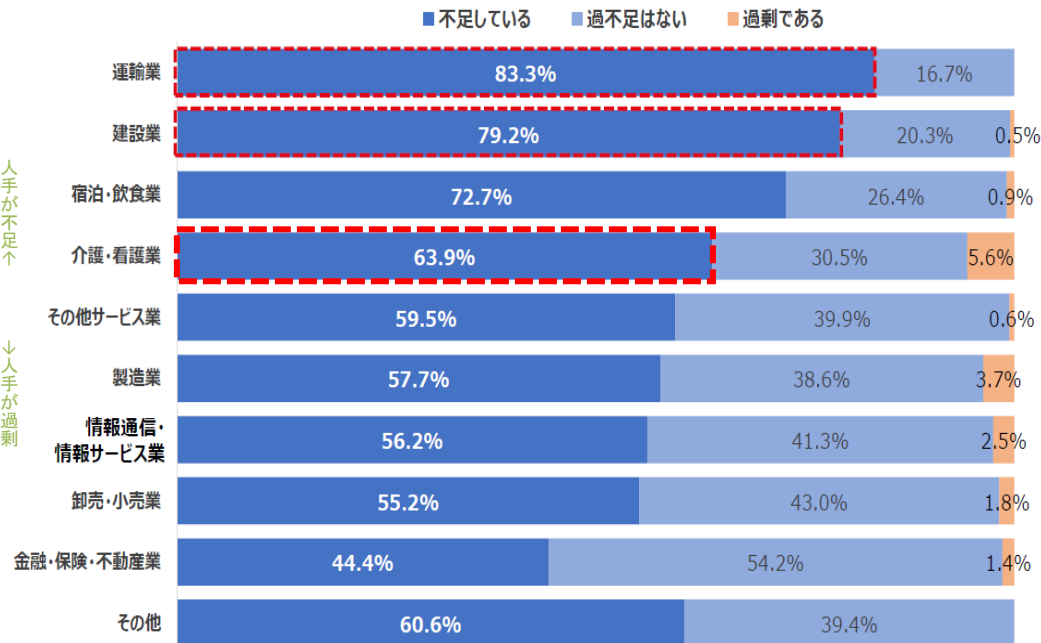
- 人材不足は官民間問わず生じているが、かつての人材不足は好況に伴うものであったのに対し、近年は、景況感の善し悪しを問わず、人材不足感が深刻な状況が続いており、景況感と人材不足感の乖離が大きい状況(雇用人員判断DIが業況判断DIを大きく上回る状況)が生じている。
- 民間企業においては、運輸業(83%)、建設業(79%)、介護・看護業(64%)など地方公共団体の事務との関係が深い分野において人材不足がより深刻。

■業況判断DI及び雇用人員判断DIの推移



(備考)日本銀行「全国企業短期経済観測調査」をもとに事務局作成

【業種別】 n = 2,392



(備考)日本商工会議所・東京商工会議所「人手不足の状況および多様な人材の活躍等に関する調査」調査結果(2024年9月5日)を一部加工

※ これまでの主な議論

【1-1】

- 役割分担について、第1次地方分権改革で規定された地方自治法第1条の2を読み直してみると、事務の量には中立的であり、あくまで質の問題として、この規定が設けられたのではないか。他方で、第1次地方分権以降の作業を振り返ると、当時の社会的背景を踏まえた価値観のもと、量を拡大することに意識が向いていた傾向があるのではないか。【高橋滋教授】
- 地方分権改革有識者会議に参加する中でも、第1次分権改革以後の社会情勢の変化等により、権限分配のあり方に歪みが出始めていると感じている。社会情勢の変化に応じた権限配分のあり方について、一定の見直しが要求されているのではないか。
- これまでの地方分権の方向性を少し軌道修正するのであれば、従来の分権改革の考え方や理念を大切にした上で、何らか概念的にバックアップすることが必要なのではないか。
- 2000年の地方分権改革から約30年経ったが、問題がずるずると展開して、同じ時代が続いているということではなく、人口減と出生率の低下を指標として、状況が変わった、さらに状況が厳しくなっているという理解が適切ではないか。
- 市町村が行う事務をどう支えるか、どう減らすか、といったように、市町村をベースとして見るというのが基本的な方向としてあるべきではないか。
- 5年後・10年後の行政サービスの提供の最適な形とは何なのかということを考えると、当然、基礎自治体の状況がますます優先されざるを得ないだろうと強く感じる。
- 人材不足や公務人材に対する手当が弱いといった様々な要因が、持続可能な行政サービスの提供維持に影響しているのではないか。

「国・都道府県・市町村間の役割分担」の在り方について

※ これまでの主な議論

【1-1-1】

- ・ 離島町村では、行政サービスの維持が課題となっているが、地理的な条件により広域連携が進みにくい、住宅が不足しているなど、様々な離島固有の課題を有している。【沖縄県】
- ・ 都道府県でも専門職の確保が難しくなっており、地方行政分野において、これからAIをどう活用するか、どういう職種が今後どれくらい必要になるかということのマクロで方向づけすることが必要。【長野県】
- ・ これからの方向性として、国道、県道、市道をまとめてエリアに分けて、人、重機、予算を含め、包括的に除排雪やインフラの維持管理を行う可能性があるのではないかと。【大館市】
- ・ 上水道については、人口減少に伴い給水量がどんどん減っており、維持に苦慮している。農業集落排水、漁業集落排水については、いずれも100数十戸の加入しかなく、経費は町繰出金で運営しているような状況であり、いずれやっつけられない状況になることを心配している。【中泊町】
- ・ 行政サービスの持続可能性が危ぶまれている地域はどのような地域かということについて、もう少し解像度高く検討してもよいのではないかと。定性的な「困っている声」だけではなく、技術系職員の充足率の自治体間比較等、定量的に示すことが必要。

【1-1-2】

- ・ 現状の課題に対応していくために、介護保険制度改正を行っていく中で、保険者としての市町村の取組に加えて、広域的な観点からこれまで以上に都道府県の積極的な役割を期待したいと考えている。【厚生労働省】
- ・ 現行の水道法においては、目的に水道の基盤強化が位置づけられ、基盤強化のために都道府県が水道事業者間の連携について計画策定することとされている。他方で、現行の下水道法においては、広域連携そのものが制度上可能となっているに留まり、これを促進するための枠組みが不十分である。【国土交通省】
- ・ 人材不足や財政的制約の中で、今後、特に小規模な自治体において、どのような事務をどの程度の機能まで、どのような手法で持続的にやっていただくかを検討していく必要がある。【消費者庁】
- ・ 各府省で進めている政策の方向性と、地方制度として横串で議論する部分とを、常に連携させる意識を持って検討していくことが必要ではないかと。

※ これまでの主な議論

【1-2】

- 人口構造・社会構造が大きく変化している中、現行の行政制度と法律の枠組みは時代の変化に合致しているのかという観点から、大きな枠組みの中で制度あるいは必要な法律を見直さなければ、今後発生する新たな課題には対応できなくなり、歪みが一層大きくなってしまわないか。
- 現に自治体側が進めている社会経済情勢の変化に応じた実務先行型の取組を、理論的に整理しながら、個別の取組の基本となる地方制度においてどのように受け止めることができるのかを検討することが求められているのではないか。
- これまでの取組は、それぞれ個別の文脈や問題意識が背景にあると考えられるところ、これらは、必要な検討を必要に応じてやってきたものであり、評価も定まっていないうちで、新たな考え方を定式化し、加速させる必要性はないのではないか。
- 役割分担の見直しの要素として、自治体の人材不足を踏まえて国が引き受けるべき仕事が増えるかもしれないという話もあったと思う。国が担うべき役割の見直しについて、もう少し分かりやすく示すことができないか。
- ナショナルスタンダードな施策、日本全体にかかわる国家的プロジェクト、複数都道府県にまたがる社会インフラの維持・整備については、国の責任と財源において実施することが必要。
- 社会が変わっていく中で、基本的に今の都道府県、市町村制のいいところは大事にしますということを示して、安心感を訴えることはできていると思うが、保守的すぎるのではないか。大都市と比較して、道府県や合併した市町村の役割について前向きで積極的な方向での検討を求める。
- 広域自治体であっても、基礎自治体であっても、人材不足の状況はあまり変わらず、役割分担だけで解決できない部分があるのではないか。一度、事務の棚卸しのようなことを行う必要があるのではないか。
- 国の法律や制度改正によって地方公共団体に課せられている「余分な負担」が存在している現状こそ改善が必要であり、再度「事務を減らす」に言及すべき。